

第四十三回 参議院文教委員会議録第十四号

昭和三十八年三月二十八日(木曜日)

午前十時四十分開会

委員の異動

三月二十七日

辞任

補欠選任

三月二十八日

辻

武壽君

補欠選任

出席者は左の通り。

委員長

北畠

教真君

理事

二木

謙吾君

案(農瀬禎一君外四名発議)

○日本学校給食会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○私立学校振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○学校図書館法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○学校図書館法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本学校給食会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

委員

辻

武壽君

辻

久保

勘一君

篠森

順造君

斎藤

昇君

野本

吉江

豊瀬

勝保君

品吉君

森田

タマ君

森田

米田

辻

武壽君

辻

の資格を定めるとともに、司書教諭を義務設置すること、また、政令で定める一定以上の学校規模及び学校図書館規模を有する学校には、その区分に応じて、それぞれ専任の司書教諭、学校司書、学校司書補等を置くべき」とを規定いたしました。したがって、今は、政令で定める規格の別によつて、兼任の司書教諭のみを置く学校、次には専任の司書教諭を置く学校、その次には専任の司書教諭と学校司書を置く学校、さらには専任の司書教諭と学校司書のほかに学校司書補をも置く学校といふ区分けが、標準的には予想されるわけあります。しかして、この政令にゆだねている学校規模並びに学校図書館規模(図書の冊数)の区分について、生徒児童数、学級数の増減、図書の冊数の増加の度合い等、動態的要素を多分に含んでいたために、慎重な取り扱いを希望するものであります。現段階においては、文部省が「学校図書館運営の手引」において示しております学校図書館基準の生徒児童数四百五十人以上の学校には専任の司書教諭一名を置き、九百人未満の学校には学校司書一名を、さらに千八百人未満の学校には学校司書または学校司書補二名を、千八百人以上の学校には三人を置くといふ線が一応の目安かと考えるものであります。

第二は、司書教諭の資格付与に関しであります。現行法は、文部大臣の委嘱を受けて行なう大学において、司書教諭の講習を受け、それを修了した者に資格が与えられることとなつておりますが、本案では、この講習のほかに、直接、文部大臣の認める大学において前述の講習相当の単位を修得した

者については資格を付与されることといたしました。このことは、実は今日でも事実上行なわれてゐることで、五十年以上の各大学において、講習相当の単位を修得した者は、文部大臣が講習を委嘱した大学を通じて資格を付与さる仕組みになつてゐるのであります。それゆえ、かような煩瑣な手続を省くとともに、大学における学生たちにさらに意欲的に単位を修得せしめ、司書教諭資格者の養成確保に万全を期することと目さしたものであります。

第三には、従来の司書教諭設置義務の延期を規定した附則を削除するとともに、新たに附則において、本法の施行期日を、準備等の都合上、公布の日から三ヵ月以内の政令で定める日といたしました。また同じく附則二項以下において、経過規定を設け、一、從前までの司書教諭有資格者は新法上の有資格者とみなすこと、二、本法施行の際、現にPTA雇用等の形で事実上学校図書館事務に従事している者は、法施行後五年間は、新法にいう学校司書、学校司書補となる資格を有するものとすること、三、本法施行の際、現に学校図書館事務に従事している新法の学校司書または学校司書補相当職員は、別に辭令を発せられない限り、それぞれ新法の学校司書または学校司書となつたものとすること、四、この法律施行前ににおける学校図書館事務従事期間等は、新法上の学校図書館事務従事期間並びにこの法律施行における学校司書とみなされて勤務した期間等は、新法の設置義務の規定については昭和四十年三月三十一日まで、学校司書、学校

司書補等の設置義務規定については昭和四十二年三月三十一日まで、政令の定めるところにより一部を適用しないことがあります。それで、かような煩瑣な手続を省くとともに、大学における学生たちにさらに意欲的に単位を修得せしめ、司書教諭有資格者の養成確保に万全を期することと目さしたものであります。

第三には、従来の司書教諭設置義務の延期を規定した附則を削除するとともに、新たに附則において、本法の施行期日を、準備等の都合上、公布の日から三ヵ月以内の政令で定める日といたしました。また同じく附則二項以下において、経過規定を設け、一、從前までの司書教諭有資格者は新法上の有資格者とみなすこと、二、本法施行の際、現にPTA雇用等の形で事実上学校図書館事務に従事している者は、法施行後五年間は、新法にいう学校司書、学校司書補となる資格を有するものとすること、三、本法施行の際、現に学校図書館事務に従事している新法の学校司書または学校司書補相当職員は、別に辭令を発せられない限り、それぞれ新法の学校司書または学校司書となつたものとすること、四、この法律施行前ににおける学校図書館事務従事期間等は、新法上の学校図書館事務従事期間並びにこの法律施行における学校司書とみなされて勤務した期間等は、新法の設置義務の規定については昭和四十年三月三十一日まで、学校司書、学校

司書補等の設置義務規定については昭和四十二年三月三十一日まで、政令の定めるところにより一部を適用しないことがあります。それで、かような煩瑣な手続を省くとともに、大学における学生たちにさらに意欲的に単位を修得せしめ、司書教諭有資格者の養成確保に万全を期することと目さしたものであります。

第三には、従来の司書教諭設置義務の延期を規定した附則を削除するとともに、新たに附則において、本法の施行期日を、準備等の都合上、公布の日から三ヵ月以内の政令で定める日といたしました。また同じく附則二項以下において、経過規定を設け、一、從前までの司書教諭有資格者は新法上の有資格者とみなすこと、二、本法施行の際、現にPTA雇用等の形で事実上学校図書館事務に従事している者は、法施行後五年間は、新法にいう学校司書、学校司書補となる資格を有するものとすること、三、本法施行の際、現に学校図書館事務に従事している新法の学校司書または学校司書補相当職員は、別に辭令を発せられない限り、それぞれ新法の学校司書または学校司書となつたものとすること、四、この法律施行前ににおける学校図書館事務従事期間等は、新法上の学校図書館事務従事期間並びにこの法律施行における学校司書とみなされて勤務した期間等は、新法の設置義務の規定については昭和四十年三月三十一日まで、学校司書、学校

司書補等の設置義務規定については昭和四十二年三月三十一日まで、政令の定めるところにより一部を適用しないことがあります。それで、かような煩瑣な手続を省くとともに、大学における学生たちにさらに意欲的に単位を修得せしめ、司書教諭有資格者の養成確保に万全を期することと目さしたものであります。

第三には、従来の司書教諭設置義務の延期を規定した附則を削除するとともに、新たに附則において、本法の施行期日を、準備等の都合上、公布の日から三ヵ月以内の政令で定める日といたしました。また同じく附則二項以下において、経過規定を設け、一、從前までの司書教諭有資格者は新法上の有資格者とみなすこと、二、本法施行の際、現にPTA雇用等の形で事実上学校図書館事務に従事している者は、法施行後五年間は、新法にいう学校司書、学校司書補となる資格を有するものとすること、三、本法施行の際、現に学校図書館事務に従事している新法の学校司書または学校司書補相当職員は、別に辭令を発せられない限り、それぞれ新法の学校司書または学校司書となつたものとすること、四、この法律施行前ににおける学校図書館事務従事期間等は、新法上の学校図書館事務従事期間並びにこの法律施行における学校司書とみなされて勤務した期間等は、新法の設置義務の規定については昭和四十年三月三十一日まで、学校司書、学校

司書補等の設置義務規定については昭和四十二年三月三十一日まで、政令の定めるところにより一部を適用しないことがあります。

○豊瀬楨一君 私どもが調査をして、る少なくとも諸外国の例については、もつとたくさんの資料がもつと短時間に集まるし、図書館の立法考査局にござりますが、従来調査いたしましたものにつきましては、無償はアイルランド、それから原則的に無償といつても、地方財政法の趣旨にのつとり、地方交付税法上の措置の手直しを行なつてますPTA雇用の該当者を市町村支弁の学校司書、学校司書補に任用すること、またさらには、所要の学校司書・学校司書補を順次増員してゆくことの努力を重ね、本法が円滑に実施されることを期待するものであります。

○豊瀬楨一君 諸外国に照会して調査院の委員会等の質疑を通じて、必要性を感じて調査に移られたのですが、それは全国のPTA諸団体に昨年配付された資料についても、二十数カ国の例が詳細に載っておりますが、それは全く文部省としては信用しないという態度をとつておられるわけですか。

○政府委員(前田充明君) 信用しない準備されたときに調査を着手されたのですか、それとも本委員会あるいは他の

院の委員会等の質疑を通じて、必要性を感じて調査に移られたのですが、それは全く文部省としては信用しないという態度をとつておられるわけですか。

○政府委員(前田充明君) 信用しない準備されたときに調査を着手されたのはあります。

○政府委員(前田充明君) 立法考査局あるいは国会図書館という中の資料のあるものについての調査が手元にあります。

○政府委員(前田充明君) 学校給食課でとつておりますが、七、八年の古いのはあるそうでございますが、新しいのはございません。

○政府委員(前田充明君) 立法考査局があるにもかかわらず、今日までわずか数国だけしか調査がないといふのはどういう事情によるものですか。

○政府委員(前田充明君) すでに数年前から何回もやりまして、また最近においてもちょいちょいやっておりました。

○政府委員(前田充明君) 私どもの調査は、昨年、給食制度調査会をやりましたときに調査いたしたものでございまして、そのうち最も国を抱い上げた資料によつたものであります。

ら、そういう関係でやっと寒は回答が来ておる状況でございまして、外國調査につきましては、はなはだ遺憾なことがあります。それで、調査をいたすのがなかなか時間がかかるのが今までの実情でございます。

○政府委員(前田充明君) 外國の調査につきましては、昨日一応お答えいたしました。このことは、実は今單位を修得した者は、文部大臣が講習を委嘱した大学を通じて資格を付与さる仕組みになつてゐるのであります。それゆえ、かような煩瑣な手続を省くとともに、大学における学生たちにさらに意欲的に単位を修得せしめ、

十以上の各大学において、講習相当の単位を修得した者は、文部大臣が講習を委嘱した大学を通じて資格を付与さる仕組みになつてゐるのであります。それゆえ、かような煩瑣な手続を省くとともに、大学における学生たちにさらに意欲的に単位を修得せしめ、

十以上の各大学において、講習相当の単位を修得した者は、文部大臣が講習を委嘱した大学を通じて資格を付与さる仕組みになつてゐるのであります。それゆえ、かのような煩瑣な手続を省くとともに、大学における学生たちにさらに意欲的に単位を修得せしめ、

十以上の各大学において、講習相当の単位を修得した者は、文部大臣が講習を委嘱した大学を通じて資格を付与さる仕組みになつてゐるのであります。それゆえ、かのような煩瑣な手續を省くとともに、大学における学生たちにさらに意欲的に単位を修得せしめ、

十以上の各大学において、講習相当の単位を修得した者は、文部大臣が講習を委嘱した大学を通じて資格を付与さる仕組みになつてゐるのであります。それゆえ、かのような煩瑣な手續を省くとともに、大学における学生たちにさらに意欲的に単位を修得せしめ、

十以上の各大学において、講習相当の単位を修得した者は、文部大臣が講習を委嘱した大学を通じて資格を付与さる仕組みになつてゐるのであります。それゆえ、かのような煩瑣な手續を省くとともに、大学における学生たちにさらに意欲的に単位を修得せしめ、

十以上の各大学において、講習相当の単位を修得した者は、文部大臣が講習を委嘱した大学を通じて資格を付与さる仕組みになつてゐるのであります。それゆえ、かのような煩瑣な手續を省くとともに、大学における学生たちにさらに意欲的に単位を修得せしめ、

十以上の各大学において、講習相当の単位を修得した者は、文部大臣が講習を委嘱した大学を通じて資格を付与さる仕組みになつてゐるのであります。それゆえ、かのような煩瑣な手續を省くとともに、大学における学生たちにさらに意欲的に単位を修得せしめ、

十以上の各大学において、講習相当の単位を修得した者は、文部大臣が講習を委嘱した大学を通じて資格を付与さる仕組みになつてゐるのであります。それゆえ、かのような煩瑣な手續を省くとともに、大学における学生たちにさらに意欲的に単位を修得せしめ、

十以上の各大学において、講習相当の単位を修得した者は、文部大臣が講習を委嘱した大学を通じて資格を付与さる仕組みになつてゐるのであります。それゆえ、かのような煩瑣な手續を省くとともに、大学における学生たちにさらに意欲的に単位を修得せしめ、

十以上の各大学において、講習相当の単位を修得した者は、文部大臣が講習を委嘱した大学を通じて資格を付与さる仕組みになつてゐるのであります。それゆえ、かのような煩瑣な手續を省くとともに、大学における学生たちにさらに意欲的に単位を修得せしめ、

十以上の各大学において、講習相当の単位を修得した者は、文部大臣が講習を委嘱した大学を通じて資格を付与さる仕組みになつてゐるのであります。それゆえ、かのような煩瑣な手續を省くとともに、大学における学生たちにさらに意欲的に単位を修得せしめ、

○豊瀬植一君 大臣にお尋ねしますが、昨年の八月ごろから国交途絶の諸外国ならいざ知らず、海外公館を持つておる諸国に対して文部省が正式に調査を依頼して、今日までわざかアイルランド、スエーデン、エジプト、デンマーク、この例しか集まらないというのは、若干、当局として、何といいますか、遺憾なことではないでしようか。

○政府委員(前田光明君) 今私が申し上げたのは無償給食の傾向があるのでないか、したがつて、その無償給食というのははどういうふうかという、こういうことで私お答えしたのでござります。

○豊瀬植一君 そのとおりに理解しておるから大臣に聞いておるのであります。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) あまりほめた姿じゃないよう思います。頗み方が悪いのか、頗まれたほうが怠慢なのか、その辺までむろんわかりませんけれども、通常、常識的に考得する期間内にそのくらいのことはわかつてかかるべきものと思います。今後、もうとてきぱきやるように努力したいと思ひます。

○豊瀬植一君 ゼひそうしていただきたいと思います。別に怠慢であるとか、頗み方が悪いとか、そういう誹謗はいたしませんが、私の手元にある資料では、オーストリア、ボリビア、スエーデン、デンマーク、ベルギー、クロアチア、アメリカ、中華民国、コスタリカ、エクアドル、西ドイツ、ホンジュラス、ポルトガル、ペルー、ニーニージーランド、ノルウェー、バラグアイ、スイス、英領ガンビア、カリブ諸国、イスラエル、パキスタン、セイロン、スペイン、大体これらについて

は、ミルク、パンその他スープとか、あるいは日本でやつておるような脱脂粉乳的なものとか、いろいろそれぞれその国の独自な形において強壮剤を与えてみたり、肝油を飲ませてみたり、形態は違いますけれども、昨年の七月ごろ出された資料の中には、それぞれの諸国の傾向、現在どうしておるかといふことだけでなく、過去にどうであり、現在、無償化がどう進められておるかと、いうことが調査されておるのが全国のP.T.A.の資料にも配られておるから、文部省もそれをお持ちのはずだと思って聞いたのですが、そういう資料がどれだけ確実かは私も責任は負

諸外国においても——諸外国といいましては、貧富の差の非常に激しいところについては、国の財政規模というか、あるいは國力というか、それが池田総理の言うように三大国の一につに日本がなっておるかどうか知りませんが日本がよりも一応まだ後進国と見なされてい、あるいは國力がまだ日本ほど経済成長の度合いなり経済力が伸びてない国々においても、國の将来の發展を考へた際に、青少年の心身の健全な発達という角度から、何とかして強壮剤あるいは給食に近い、少なくともその方向を目指した努力が行なわれて、これが無償化の傾向をたどっていることはこれまた何人も肯定するところであります。で、文部省の体育局が逐年給食の実施状況、特に無償化なりその内容、方法等について諸外国の動向を、少なくとも予算要求をする際には整備をして、たとえばエクアドルについては朝食給食まで支給しているところがあるとか、あるいはコスタリカについてもミルクの配当が、もちろんPTAも若干の負担を行なつて、いるが、行なわれているとか、そうした諸外国の傾向を、完全というか、ある程度把握したうえに完全給食の方向に努力し、給食無償化の方向に努力すべきではなかろうか、このような考え方を私は持つてゐるのです。本法で脱脂ミルクを全国的にやる、これも決して悪いことではないが、この二、三年の間に脱脂ミルクをかなりアメリカに余剰になつてきた、だから日本はまだ給食が十分実施されないからこれを貰いなさい、それ

はありがたいといふ形で、一つのアメリカの余剰物資のはけ口的な方向でこれが実施されるということではなく、少なくとも義務教育の無償化に努力したいと池田総理の考え方に対し、日本給食の完全実施、さらには義務教育無償化、あるいは高等学校までどう適用するか、夜間の定時制などで、どう適用するか、工場に出るときに二個の弁当を持って行って、真冬でも冷えた弁当を学校で食べているような勤労少年に対しては、いつごろまでにこれを実施していくか、こういった建議を持つべきだと思うのです。一応大學生の見解を述べましたが、大臣にお尋ねしたいのは、給食の完全実施、さらにはその進んで無償化についても、それは第一段階として国の補助率の引き上げ、補助ワクの拡充について努力される意向があるのかどうか、見解をお聞きしたいと思います。

たとえば今大体の方向はパン食の方向をたどっておりますが、答申にもありますように、米を食べるということもあわせ考えるべきであるという答申内容もございます。このことは必然的に日本農業政策と申しましょうか、食糧政策の今後のあり方、見通し、そういうことがまずもって確立されることにも関連を持ってくるわけであります。日本の農業をどう持っていくか、さらには現在給食会が輸入物資を中心共同購入をいたしまして、一括購入をいたしまして、都道府県段階にこれを売り渡し、都道府県の給食会が各市町村の現地にこれを配給し売り渡すという物資配給面だけはどうやらルートがござりますけれども、完全給食をやるとならば、農村地帯あるいは市街地で現実の生活様式、態様が異なつておることは当然でございますので、そのことの前提に立つてどんなふうに具体的にやっていくか、給食を実施しますのに学校の先生方、それにはむろん調理士やら栄養士等を配置するといったとしても、学校ごとの責任においてすべてをやるべきかいか、市町村、自治体みずからが共同購入をし、もしくは共同作業場を持ち、そうして一括処理することが能率的であり、経済的であり、衛生的であることも考えられないことはない。さようなことから、すべて現実の具体的な仕事量なり、経済条件をことごとく明確し尽くしました上に立って、これを完全実施することになれば概算経費が幾ら要る、それを一举に無償にするか、段階的にいかといふような基本的な事柄に取組むにつきましては、もっと正確なる資料を集め、計画を密にして、年次計画を定め



れない地域こそ重要視して力を入れて予算面も見てやるべきじゃないかと、こういうふうに考へるのですが、その点を、単にやつてないところは地方に依存していくという形で、特別の処置をどうしてとらなかつたのか、この点ひとつ大臣にお聞きしたいのですが。

○國務大臣（荒木萬壽夫君）お答え申し上げます。正直のところ実施しておられませんところは、地域的な事情、あるいは経済的な条件もございましょうけれども、希望しないところが大部分でございます。どうやら間に合つておる、学校給食それ自体についての教育的な価値判断が必ずしもPRが足りてない、いろんな理由がございましょうけれども、希望してないところがあるわけでございます。そこで、何らの準備もなしにいきなり実施させるといふことは、容易ならざることでござります。したがつて、先刻、豊瀬さんにお答え申し上げましたように、全面実施の線に立ちまして、たとえば都会地といながとのモデル完全学校給食的なものを考えまして、それからだんだんと習熟させていく、PRをしていくといふことも一つの方法かとも思いますが、いずれにいたしましても相当の準備、PRから始まりまして、施設設備等、経費の面ももちろんございますが、具体的な準備をいたしながらでないとやれないのでございますから、踏み切りがつかないまままでおるというのが正直なところでございます。でございますから、もつと、単に原料を購入して配給してやる、あとは地元でしかるべくおやりなさいというやり方でなしに、現場で具体的にやれるやり方をもつと突っ込

んで考へまして、計画を立てながら漸進主義で、御指摘のような地域にも、もっとスピード・アップして普及できるようにしておるのを、どのようにということを考えたいと思います。

○高山恒雄君 それじゃもう一つお聞きしたいのですが、今、大臣もやりたまつた、やらなくちゃいかぬというよういうことをやつておるのですか。そ

ういう私は政策の、大臣がお考へになつた、やらなくちゃいかぬというような実際の行政指導といいますか、それがやつてない私はずつて思つてゐる、その指導をしてないということよりも、点をどうお考へになりますか。

○政府委員（前田充明君） 文部省といふことは、まだ実施したことではないと思ひます。

○政府委員（前田充明君） やらない、弁当のはうがいいというような学校は、これは非常に少ないのでございません。大部分はまあ地方が多いのでござります。ただ学校給食を貧乏だからやれないということだけといふことは、金学校給食の手びき」というのは、実はまだ予算を御審議でございましたのとおり、新聞等を出しておられますことは、一応こういうようなものを作りまして、やってない地方にももちろんお送りをいたしておるわけでございますが、県に対しましては、ミルク給食よが、一応こういうようなものを作りませぬ。大体六、七万人見當と承知いたしております。

○高山恒雄君 十八才未満の青少年の教育ですが、これが就職をするわけでも、七万人見當と承知いたしております。

○國務大臣（荒木萬壽夫君） 正確に申しますと、小学校を手初めにこの学校給食といふものは戦後やつたわけでござります。したがいまして、小学校からまず全部に及ぼすうといふようなお考への町村がたいへん多く、したがつて、中学校のほうはあと回しといふ調査では多いんでござります。しかし、中学校がだんだんからだの発育が盛んでござりますので、中学校あと回しといふのはいかがかと思つて、いわゆる行政指導いたしましては、結局

で申しますと、同じ小学校でありながら、片方をやつて片方をやつてないという課題が出ましたときに、またまた私も、一両年来、外國視察をされた方の話あるいは事務当局からも聞かされまして、今御指摘のような課題は念頭にございまして、閣議でもそのことを発言してみました。そのことこの前もちょっと聞いたのですが、やらない地域といふのは地方における財政力がないからやれないというのか、それともまた個々の自弁のほうがいいという希望なのか、その点の掌握は統計的に調査されたことはないと思つか。

○高山恒雄君 突っ込んでお聞きしますが、何というのですか、給食普及講演会とか、研究会とか、そういうようなものをできるだけやる、そういうことをまず解消をするというよ

うな考え方が強いように承つております。

○高山恒雄君 それじゃもう一つお聞

きしたいのですが、今、大臣もやりたまつた、やらなくちゃいかぬといふ

なことを私のほうとしてはやっておる

わざと、急増対策は非常に日本の場合

おくれたと思うのです。このおくれた中で、思ったように学校に行けない、そして就職をし、結果的には十八才までの何ら恩恵を受けることができない。片や、あらゆる面で政府にもこの援助を受けておる。一方は自分の労働で自分でかせいた金でやっていくといふことにならうと思うのです。そういう満十八才まではそういう面の是正の意味から、これは雇用主に対しても、逆に政府のほうから、これらの不均衡な、いわゆる助成の金をもつと週に一回ぐらい何かの講習を受ける費用を捻出してやって、そして十八才までのこの教育をやっていくと、こういうことは当然の政治の行政として私はやるべきだと、こういうふうに考へるのであります。そういう希望は、これは大臣も持つておられるようですから、近い将来にやつぱり実現させていくということは非常に大事なことではないかと、私はこう思うのです。まあ希望意見だけ申し上げまして終わりります。

るいは精神的な異常、これを発見して、診断と同時に治療を加えていくながら、義務教育に完全に適応する素地を作るということが義務教育完全実施の角度からも必要な措置だと思うのですが、まず第一に、いろいろの問題ですが、青少年問題にいたしましても、今、高山さんからも出た、全体的な厚生福祉の青少年に対する施設設備等についても、あると思うのです。これは私は新たに別個の人から委員長を出しなさいという意味ではなくて、こうした問題についてはやはりある意味では厚生労働という関係よりも、あるいは何か別個のものを作るということはうべなわざれることですが、やはり何といっても中核は文部省ではなかろうかと思うのです。幼児から義務教育、高等学校に至るまでの心身のうちの特に体位の向上という問題について、学校給食も含めた、何といいますか、もう少し幅広い審議機関等を作つて、単に給食だけではなくして一步外に出れば青年の家、青少年の家、あるいは青少年に適した環境の手ごろな山とか公園とか、遊園地等が設備されていくと、同じく予算でもその効率が大になるのではないかと、こういう気がするのですが、大臣の所見を承りたい。

國と保育園の境界線は、いわば重なり合っていてなかなかむずかしい問題が現実にあります。悪く言えば繩張り争い的なことになって現われるわけですが、各環境ごとにいいますれば、繩張り争いもいい意味ではけつこうだとも言えないこともないので、それぞれの分を守つてきっちりとやっていくことをまず心がければ、解決する問題がたくさんあらうと思います。それにしまして、この幼稚園教育が重要視される、むしろ幼稚園へ行く以前の幼稚教育すらも非常に大事なことだと専門家が指摘しておることを聞かされます。赤ん坊時代から家庭における特に母親の教育の面、あるいは厚生補導の面、両面ございましょうけれども、それがもっとと親切に意欲を持って積極的に行なわれるならば、学齢児童に達したときの条件がすいぶんと整備されるであろうということを期待される。家庭教育も社会教育の一環なりと受け取つて文部省も努力をしておるつもりではございますが、なかなか透徹している状況だとは申し上げかねる実情であります。そういうことで、抽象的な総括的な立場での御指摘は私も同感でござりますが、それをすっきりした仕分けをして、現実に御期待にこたえることは容易なことではない。だからといって放任すべきものでもむろんないのでありますけれども、何とかそういう立場からも、もっとよりよく成果が上がるような努力は政府として考えねばならない問題がそこにある、こう思います。

では体位増進という問題については、予算編成期に各省ともう少し緊密な連絡をとると同時に、努力していただきたくと思うのです。

○豊瀬禎一君　いや、総括でよろしいです。

○政府委員(前田充明君)　総括でござりますが、中小別にして、各県別の完全給食、ミルク給食、あるいは全然やっていない等、校数の一覧表ありますか。

○政府委員(前田充明君)　きょうは総括のものだけ持って参っておりますので、各県別が必要でござりますればすぐ取り寄せます。

○豊瀬禎一君　いや、総括でよろしいです。

○政府委員(前田充明君)　総括でござりますが、総括で申しますと、小学校が学校数におきまして二万六千八百八十四に対しまして給食実施校が一万五千百十一、五六%でございます。児童数にいたしましては一千百七万四千四百五十三に対して八百十万八千五百七十六でありますて、七三%であります。中学校は校数にいたしまして一万千四百校で一八・二%でありますて、生徒数にいたしまして七百三十三万九千八百九十九に対しまして九十三万三千六十六、一二・七%でございます。

○豊瀬禎一君　その中で小中学校でいわゆる完全給食をやっておるところ、あるいはミルクだけやっておるところ、それぞれの学校の概数がわかりますか。

○政府委員(前田充明君)　わかつておられます。完全給食、そのうちで小学校につきまして学校数だけ一応申し上げますが、五六・二%中完全給食が四八・一%。それから補食給食、いわゆるミルク給食でございますが、これが



同時に、四十四ないし八十二に近い未実施の学校に対して、六月ごろまで局長の答弁では、余剰施設のないその事態に立って、裕福な市町村でありながら考え方の違いによって施設を施していなかつたが、ほんとうに赤字自治体であつて、どうしてもこの制度が施しても設備費はもちろんのこと、ミルク給食の今回の措置も実施できないと、こういう事態が判明した際には、準要保護に対する再努力とともに、別途検討を加えてもらつて、施設の補助等に對してもそれぞれ関係省に努力させるのが今回の措置の趣旨に合う方法じやないかと思いますが、やらないで、市町村が施設を持たなければ当然やれないのは当たり前だという考え方で放置されるのか。それとも事態によっては施設補助まで検討を加え努力される考え方があるのか、もう一度御答弁願いたい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 努力する

考えはござります。ただ施設につきましては努力いたしましても年度内には困難かと思います。ちょうど学級編制定数法の審議と並行しまして施設の関係の基準につきましても再検討を迫られておる。本来、学校施設、特に義務教育施設につきまして、給食のための施設を、もっと計画的に基準そのもの検討の中に入るべき課題だと思うわけですが、そこで、施設そのものに対する補助といふことを今三十九年度内に善処するといふことを確約申し上げることは不可能だと思います。努力すべき課題だとは

もちろん思いますけれども、設備等につきましては、先刻申し上げましたように、事態の推移に応じまして、できる限りの努力をせねばならぬ、かようになります。

○豐瀬植一君 大臣も現在の五六%

一八・二%が飛躍的に今回の設備補助等によつて施設まで充実して百ペーセントに近いところまで給食の施設が充実するだろう、また実施されるだろう、こういう甘い見通しは持つておられるいんでしよう。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 現実には相当むつかしい問題が出てくると推察をいたしておりますが、そのむつかしさも乗り越えて、極力百パー・セントに近づける努力はわれわれはなさねばならないであろう、かようと思つてあります。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) これは他院のほうでも努力をもらつていますが、教育省は私からいろいろ申し上げるまで状況は私からいろいろ申し上げるまでもなく、大臣も同じ県ですから十分御承知のように、不良化、学力低下、不能化といふこと、何よりもなま牛乳のほうがはるかに栄養的効果を高く評価しますが、完全に消化し切れないであろうということは、何人もうなづくことができるだろうと思います。で、この事態を解決するために、産廃地等の特別な貧困な町村に対しては、文部省だけの問題ではないと思ひますので、関係各省と相談して、もう一步の努力をしていただきたいと思つておりますが、いかがですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 産廃地対策の内容の一部として、取り上げ得ます限りにおいては、できる限りの努力をすべきであろう、こういうふうに思つておる。したがつて、隣の学校に連絡、こういったようなことも考へられるじやないかと、そういう点に対する経費等についてもいろいろ話し合ひをしたことを記憶しております。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 準要保護に対する手当について、責任をもつて措置できるように努力する考え方である、このように理解してよろしいですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 準要保護児童に対しましては、責任をもつて善処できると考えております。産廃地の関係は、文部省だけで独断で結論を出します。ただ現実には、今申し上げまし

が生きてこないと思うんですね。それで、たとえば今度産廃地だけをとっても、ろ政府としても産廃地の振興についても努力をもらつていますが、教育

もなく、大臣も同じ県ですから十分御承知のように、不良化、学力低下、不能化といふこと、何よりもなま牛乳のほうがはるかに栄養的効果を高く評価しますが、完全に消化し切れないであろうということは、何人もうなづくことができるだろうと思います。で、この事態を解決するために、産廃地等の特別な貧困な町村に対しては、文部省だけの問題ではないと思ひますので、関係各省と相談して、もう一步の努力をしていただきたいと思つておりますが、いかがですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 産廃地対策の内容の一部として、取り上げ得ます限りにおいては、できる限りの努力をすべきであろう、こういうふうに思つておる。したがつて、隣の学校に連絡、こういったようなことも考へられるじやないかと、そういう点に対する経費等についてもいろいろ話し合ひをしたことを記憶しております。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 準要保護に対する手当について、責任をもつて措置できるように努力する考え方である、このように理解してよろしいですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 準要保護児童に対しましては、責任をもつて善処できると考えております。産廃地の関係は、文部省だけで独断で結論を出します。ただ現実には、今申し上げまし

しかねますので、努力をしたいと思ひます。○豐瀬植一君 これは他院のほうでも努力をもらつていますが、教育省は私からいろいろ申し上げるまでもなく、大臣も同じ県ですから十分御承知のように、不良化、学力低下、不能化といふこと、何よりもなま牛乳のほうがはるかに栄養的効果を高く評価しますが、完全に消化し切れないであろうということは、何人もうなづくことができるだろうと思います。で、この事態を解決するために、産廃地等の特別な貧困な町村に対しては、文部省だけの問題ではないと思ひますので、関係各省と相談して、もう一步の努力をしていただきたいと思つておりますが、いかがですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 産廃地対策の内容の一部として、取り上げ得ます限りにおいては、できる限りの努力をすべきであろう、こういうふうに思つておる。したがつて、隣の学校に連絡、こういったようなことも考へられるじやないかと、そ

え方が常に基点になつておるような気がするわけです。やはり文部省としては青少年の健康増進という観点から考えると、一日も早く牛乳に切りかえる、そのためには、関係各省と連絡をしてその増産措置に対しても一応のそうちした努力をすべきものである、課題であると思うのですが、ある程度将来を見通して、文部省としても自然発生的じやなくして、みずからの立場においてなま牛乳が、しかも他国から買入されたものでなくして、日本の農業近代化と関連した生産計画の中で給食実施ができるような措置も努力する考えはありますか。

○高山恒雄君 ちよっと今の関連して。非常にこれはむずかしいところだと思うのですが、たとえば日本の徳島みたいに、非常に畜産が奨励されて現実に給食もできるほどの奨励がされておる。したがって、政府としてはこの脱脂粉乳を配給する、もしその地域において牛乳が相當余るというときにおいては乳でやる場合もある、こういうお考えがあるが。統一をとらない、地域によって考慮する、こういう考え方があるか。今のに関連して。

○國務大臣（荒木萬蔵大君） 農業政策、食糧政策と文教政策とが、少なとも学校給食に関してはちぐはぐじやないかという点は私も御指摘のとおりと理解します。ただ問題は、その学校給食を全面的に実施する方向へ歩みを進めること、農業政策いかんにかかわらず国民的な立場で必要なことである。そういう課題を受け取つてよろしいと私は理解いたしました。そこで、今度の脱脂粉乳によりますミルク給食ということにつきましては、むろ

ん具体的に所管省たる農林省との相談  
の上に立って実施されることがむろん  
望ましいございますが、それはあえて  
て相談するまでもなく、小中学校全員  
に実施することが必要なりとする立場  
に立ちますので、現実には実施が不可  
能でございます。国内産のなま牛乳な  
いしは脱脂粉乳に依存しますことが不  
可能でありますことは、数量的にも価格  
の上からも明らかでありますので、そ  
とさら相談もいたしておらなかつたわ  
けであります。国会の審議途中にお  
いて、農業振興政策、酪農振興政策と  
の関連において、あるいは食糧政策と  
の関連において、大体ごもっともであ  
るというお話が出るに従いましまし  
て、農林大臣からも私に具体的に話が  
ありまして、今後に向かって密着しながら  
のあろうはずがありません。そこで、  
年次計画を定めるがごとき方向づけを  
検討しなければならない、というお話を  
あって、今までのところは、文部省として  
のなま牛乳を販売する方針を取  
り組んでいくべきだと思います。私  
の記憶に誤りがないならば、かりに国  
とどまらず、現実にそういう課題に  
取り組んでいくべきだと思います。私  
内産脱脂粉乳を使って小中学のミルク供  
給食を全面的にやるとしますれば、国  
内産脱脂粉乳全部を学校給食用に投入  
してもらうとしても、わずかに  
一、二カ月をささえ得るにすぎない。  
なま牛乳といったとしても、小中学校  
間を通じて確実に学校に注いでもら  
わないことはやれない。そのことは  
家庭的な牛乳の普及、その他のなま牛  
乳の需要等に根本的な影響を与える、

不可能であることは先刻申し上げました。さりとて、日本に今後酪農振興の必要なしという態度を政府はとつておられるわけではありませんで、酪農はもつと振興すべき余地がある。また農業育成本法の趣旨から申し上げましても、また世界的な情勢から見ても、日本の農業のおもむく方向の一つに酪農振興があることは私も伝え聞いております。現に酪農を經營しておる農民の立場におきましても、学校給食をやるならば国内で生産されるものを使うべきであるという強い要望のあることも承知いたしております。それらの条件は観念的には整つておりますけれども、これを現実化しますためには、いろいろな準備が必要なことも当然でございますので、そういう具体的な準備を念頭におきながら、政府全体として学校給食用の乳製品を国内産に切りかえると、う年次的な努力をひとつやろうじゃいかという心がまえをしておるわけですがあります。それからなお、現になま牛乳を農林省の、一合三円七十銭でございましたのを、酪農振興の立場からする助成金が引き当てになりまして、比較的安く提供されますので、その制度の限度内におきましては、従来と同じように、地域的にはなま牛乳をつていくということは矛盾いたさないようになります。ただ、これが御案内のとく、季節的な変動がござりまするし、数量的にも変動がございまするため、制度の上で表面切つて必ずそろするべしと申し上げることもいかがかと。それぞれの学校ごとの、地域ごとの実情に即して、現になま牛乳が季節的・一時的ではあるけれども、飲めるのに飲まさないとい

う態度はとりたくないと思つております。  
○豊瀬植一君　局長にお尋ねしますが、なま牛乳の場合、たとえば家庭用、さらには内訳して病院用とか、いろいろの利用度があると思うのです。この中で、それもある程度充足しているながら、千八百万の義務教育諸学校の生徒に全員ミルクを飲ませる方式で、なま牛乳を飲ませる方式で、いたしまして、たとえば乳牛をどの程度ふやさざればならないか、そのことに對して農林省としてはどういう計画を持つておられますか等について、農林省等と話し合いましたが、なま牛乳でいく……。  
○政府委員(前田充明君)　ただいまの牛乳を飲む問題につきましては、本邦会中に二回農林省と打合会をいたしましたのでございます。農林省及び厚生省の問題で、ただいま大臣からもお話をいたしましたように、日本のなま牛乳、飲用乳千百万石のうち、おおむね六百五十石以上、六百三十万石程度と言われますが、六百万石程度あれば学校給食が全部なま牛乳でいく……。  
○豊瀬植一君　六百万石……。  
○政府委員(前田充明君)　六百万石でござります。——いくと、大体の日安はあるんでござります。しかし、現在から倍にするとかなりにいたしまして、現在の倍の畜産になるわけですが、そこまでするためにはどれだけ乳牛を飼えればいいか、そういう問題についてはまだ話し合いをいたしておりませんが、しかし、農林省との難点は、なれば直ちに土質の問題がからむ、の中いろいろお話を伺つているところでは、その前にすぐ飼料の問題がぶつかってくる、飼料をという問題に

ここで、そう簡単に農林省としてもはつきりした御返事はできないようでござりますし、私どものほうとしてもそれをはつきりいたすことは、そう簡単にできないんじやないかと思つて、まだそこまでのお話はしておりません。  
○豊瀬頼一君 農林省自体として土壤開発、飼料確保、それに伴つて乳牛増産の一応の計画がありますか、お聞きになつたことがありますか。  
○政府委員(前田充明君) ただいままでの会合では、まだそこまでいっておりません。  
○豊瀬頼一君 先ほど初中局関係の質問をしておりましたから、ちょうど局长が来ておりますから答弁を願います。質問はお聞きになつたでしよう。  
○政府委員(福田繁君) 夜間中学校の問題……。

ります。校数も生徒数も大体三分の一以下、千人程度でございます。逐年減って参つておきます。そういうことでござりますので、いろいろ困難な事情はあると思ひますけれども、やはり建前としては義務教育でござりますので、就学援助の拡大その他の方法によりまして、父兄の理解ももちろんで請わなければなりませんが、そういういろいろな対策を講じまして、できる限り昼間の中学校に通えるような方法を講じて参りたい、こういうことを念願いたしておるわけでござります。

○豊瀬植一君 ほんと千人程度は、生活保護ないしは準要保護の家庭ですか。

○政府委員(福田繁君) 必ずしも生活保護なり、あるいは準要保護の対象になり得る者だけではないと思ひますけれども、今まで私どもの聞いております範囲では、やはり準要保護児童のいわゆる援助率といふものは従来低うございまして、そういう観点から申しますと、やはりそのボーダー・ラインにひつかかってこない者がかなりいたと思います。そういうことでございまして、逐年援助率も引き上げて参りました、三十八年では七%まで引き上げたわけでございます。したがつて、千人のそういう夜間の中学校に通つておられます者がそういう援助率の拡大によってどれくらい減るか、今後の問題でございますけれども、援助率を広げることによって私どもはある程度解決できる面もあるうかと考えております。

○委員長(北畠教真君) 速記をとめ  
〔速記中止〕

て。

午前半より再開することとし、これにて休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

つきましては、やはりなま牛乳と同じように価格差が相当ござりますので、それについて現在農林省と話し合ひをしておりまして、価格が話し合いがつけば買つもりであります。

○豊瀬植一君 国内製品は現在幾らくらいですか。

○政府委員(前田充明君) 輸入脱脂粉乳は一キロ当たり五十六円七十銭で日本学校給食会法の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。

御質疑のおありの方は御発言願います。

○豊瀬植一君 今回脱脂粉乳についてアメリカから輸入されるもののみを配給されるようですが、午前中の大臣の答弁にもありましたように、十分ではないけれども国内生産のものがあるわけですが、今度の措置は国内製品は一

切使用しないで、アメリカ入荷のものだけを使用するという方針ですか。

○國務大臣(荒木萬壽君) 建前として論されたところで、品物によつては外國製品は日本製品と問題にならないほど格安なものがあるわけですね。今回の脱脂粉乳についても答弁のようにずいぶんの価格差があるわけですが、価格差のみに基準を置いて考えていくと、輸入物資によつて国内産業といふものは、酪農振興どころではなくて、むしろそのことによって圧迫を受けるわけですね。やはりその価格差については、農林省のほうにも問題がありましょんけれども、何らかの政府の措置によつて、児童に渡るときには負担は同じにするという措置を講じて、国内製品も同時に採用していくという方針をとら

ねます。やはりその価格差については、農林省が出そうが、文部省が負担しようが、それは国の予算といふ意味において同じことですから、これを助成していくという観点からしても何

いと、さなきだに斜陽産業と言われているところの日本農業といふものは困った状態に陥つていくと思いますが、この点について価格差の負担といふ問題等について農林省等と折衝され

ます。その後、脱脂粉乳が余らなくなつたものですからとだえているわけでございませんが、今のように、お話をよう

に計画的に輸入するということになり

ますれば、農林省とお話しし、農林省

として補助金を出してもらわなければ

ならないと思うのでござりますが、そ

の内容については現在まだ話は始めたところでございまして、御報告するよ

うな点まで参つておりません。

○豊瀬植一君 脱脂粉乳の国産総量で三百四十三円の価格差が現在ござります。

○政府委員(前田充明君) 脱脂粉乳の国産は年間一万一千トンというふうに承つております。

○豊瀬植一君 配付された資料によりますと、八万五千三百七十二トン今度

度子供が実際飲む数でござります。

○政府委員(前田充明君) 私のほうか

ら八万五千トンと申しますのは、来年

必要量ですから、とても国産ではまか

なえないことはよくわかりますが、な

ま牛乳にしても、脱脂粉乳にしても、

もとと現に生産されておるものについ

ては、農林省が出来出しが、文部省が負

担しようが、それは国の予算といふ意

味において同じことですから、これを

もつと現に生産されておるものについ

て、児童に渡るときには負担は同じに

することは別にかたく禁じていないと

いたしましても、もよりの地域にお

いて生産地がある場合に、それを使

うですが、実際に局長に尋ねますが、日本の脱脂粉乳が今回の措置と相待つて給食会等で購入される見込みはない

と思いますが、どうですか。

○政府委員(前田充明君) 現在のこと

ではどうも何ともはつきり申し上げ

こういう考え方を持つておるのでありますか。

○政府委員(前田充明君) その一万一千トンのうち学校給食に使ってほしい分量があるかないか、どれだけあるかということについては、農林省ではまだ最終的な結論には到達していないよ

うであります。

○豊瀬植一君 文部省としては安いはうを買って、一万一千トンから別に、何ペーセント国内産業育成のために購入したいというような、使用したいと

いうような、具体的な話はなされなかつたのですか。

○政府委員(前田充明君) 私のほうで幾ら使いたいということを申したこと

はございません。もちろん国内乳製品業の振興とか助成とか、そういうことは農林省の役目でございますので、私のほうとしては、これくらい使ってもらうのが適切であるという問題が出たときに、はつきりそこで価格といふ問題をやるというようには基本的に考えておりまして、なおそういうこの問題並びになま牛乳の問題一般論として現在話し合いをしつつある現状でございます。

○豊瀬植一君 大臣答弁のように、なま牛乳にして、脱脂粉乳にしても、

もとと現に生産されておるものについ

ては、農林省が出来出しが、文部省が負

担しようが、それは国の予算といふ意

味において同じことですから、これを

もつと現に生産されておるものについ

て、児童に渡るときには負担は同じに

することは別にかたく禁じていないと

いたしましても、もよりの地域にお

いて生産地がある場合に、それを使

うですが、実際に局長に尋ねますが、日本の脱脂粉乳が今回の措置と相待つて給食会等で購入される見込みはない

と思いますが、どうですか。

かねるのが現状でございます。脂粉乳につきましても、農林省としてはできるだけ安く何とかならないかというふとについて検討をしておられますので、私のほうはその検討を待つて、大蔵省と農林省とで検討しておりますから、その検討を待つて話し合いをしようとと思います。

○豊瀬植一君 これまた午前中の質問を再度明確にしておきたいと思いますが、準要保護については、昨日から大臣の答弁で誠意をもって努力されることがわかりましたし、ある程度見通しもあるように私は見受けたんですが、生活保護家庭についても、厚生省のほうでは、昨日、大臣が生活保護の要保護家庭はもとよりのこと、準要保護についてもこういう答弁をされて、生活保護のほうもやってもらわなければいけないというふうな結果になつたのでござります。

○豊瀬植一君 完全給食をやりたいと申します。努力しますということなら、よくわかるのですが、大臣はそこまで気がつかなくともやむを得ぬと思うのですが、あなた方としては、学校における生活保護児童、準要保護児童の問題については、当面の教育問題として、かなりの数に上っておりますから重要な問題ですね。それを、そちらに頭があつたから、考えておったから、ついそちらに一生懸命になり過ぎて、こちらを忘れていましたということです。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 午前中お答えしたとおりでございますが、そういうふうにそこを来ましたこと

は、事務的範囲に属しますが、從来ミルク給食だけというよろいわゆる自治省、関係各省ときちんと話し合がされて、地方負担のものについては、財政計画の中にきちんと算入できるよう措置を講ずることができなかつたのですか。

○政府委員(前田充明君) こまかく自治省との話し合いをしていなかつたという理由と申しますが、私どもでそういう措置をとらなかつたのは、午前中いままで、連絡不十分のまま、積算不

でござりますが、ただ、弁解を申すわけではありませんが、私どものほうのもともとの考え方として、完全給食のことを何とかして早くやりたいというところに基本線がございましたことが、そういうような結果になつたのでござります。

○豊瀬植一君 生活保護家庭。申し上げればそういうことのようあります。かのように申し上げておるような次第でございます。

○豊瀬植一君 率直な御答弁でこれ以上追及しませんが、準要保護児童だけではなくて、生活保護の十分の一地元負担の問題についても当然措置されるわけですね。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) これは準要保護児童家庭よりも、もっと制度的には先順位に国としての立場から考慮すべき課題でございますから、そのことはもちろんだと考えますからお答えをいたしております。この面につきましても、準要是もちろん要保護のほうも措置しなければならないといふことは、あなたのほうは、おわかりになつたのですから、そのくらいの数字はきちんとほじいておいて、翌日に

○豊瀬植一君 わかりました。局長にお尋ねしますが、生活保護の分と準要保護の分と、財政計画で積算するとすれば、それぞれどのくらいになる予定ですか、該当児童数と金額を。

○政府委員(前田充明君) 今、要保護一百十一万三千円、そういうことになります。それから要保護のほうは三%

のゆえに小中学校を全面的にミルク給食をやるにつきましては、おのずから考えが変わつてかかるべき課題であるのに、にわかにその切りかえができるなります。そういうことの習慣性のまま提案するに至つた。経過を

○政府委員(前田充明君) 今申し上げたような数字でござります。

○豊瀬植一君 昨日の大臣の答弁によりまして、准要是もちろん要保護のほうも措置しなければならないといふことは、あなたのほうは、おわかりになつたのですから、そのくらいの数字はきちんとほじいておいて、翌日に

○豊瀬植一君 も異論がありませんけれども、特に生

活保護を受けている者あるいはボーダーラインの者というものは、常に教育の問題としても看過できない問題ですから、髪頭に学校給食の教育上の意義なり憲法上の位置づけなりについても、非常に困難な状態があると思うのです。それで、この生活保護児童の問題に対しても、まだ準要保護児童の問題についても、今まで受けてないといふ大体給食はしてあるところも、ないところもできるという前提に立つておられるわけです。ところが今までの質問でもいろいろ大臣もお答えになつたようですが、先ほど質問したときに、大体給食はしてあるところも、ないところもできるという前提に立つておられるわけです。

○高山恒雄君 私は局長にお聞きしたことがあります。要望いたしましたして、本法案に対する私の質問を終わります。

○政府委員(前田充明君) 私は局長にお聞きしたことがあります。要望いたしましたして、本法案に対する私の質問を終わります。

○政府委員(前田充明君) おのずから考えが変わつてかかるべき課題であるのに、にわかにその切りかえができるなります。そういうことになりますので、準要保護の人員の七分の三ということになりますが、金額

といったましましては、単価は私のほうでござりますが、ただ、弁解を申す

りますが、ただ、幸いにしてと申しま

六%、一八%程度という半数に満たな

い状況ですので、これを早急に小中と全部補助する、そういうことになつておられます。今の点は、要保護とおっしゃつたでござります。

○政府委員(前田充明君) 生活保護家

申し上げればそういうことながら、完全給食が五

六%、一八%程度という半数に満たな

い状況ですので、これを早急に小中と全部補助する、そういうことになつておられます。今の点は、要保護とおっしゃつたでござります。

○政府委員(前田充明君) 全部補助する、そういうことになつておられます。今の点は、要保護とおっしゃつたでござります。

○政府委員(前田充明君) 生活保護家庭。

申し上げればそういうことながら、完全給食が五

六%、一八%程度という半数に満たな

い状況ですので、これを早急に小中と全部補助する、そういうことになつておられます。今の点は、要保護とおっしゃつたでござります。

○政府委員(前田充明君) 全部補助する、そういうことになつておられます。今の点は、要保護とおっしゃつたでござります。

十四万くらいしかどうつかない月をうふうに非常に格差が出ておるわけで  
すね。そういう格差を調べたことがあ  
るのかどうか、一べんお聞きしたいの  
です。

○政府委員(前田充明君) 郡部と申し  
ますか、農山村とそれから都市との栄  
養状態の格差のことにつきましては、  
私どもとして一応調べてござります。  
○高山恒雄君 最高と最低を言って下  
さい。

○政府委員(前田充明君) 私の今申し上げましたのは、厚生省の資料をそのまま利用したのだそろでございまして、が、それから現在、本年度、三十七年度におきまして、朝昼晩三食の都市と農村とを十五ヵ所にわたりまして調査をいたしました。その結果を今集計中ございまして、恐縮でございますが、ちょっと今細部の集計を申し上げかねますのでござりますが。

○高山恒雄君 まだ出ていない。  
○政府委員(前田充明君) 本年度、三  
十七年度におきまして行ないます。

○政府委員(前田充明君) 八万五千ト  
ンでござります。  
は。  
はやむを得ないと思いますが、根本  
私は根本的な資料と申しますが、根本  
的な資料というならば、先ほど私が質  
問したように、小中学校の給食設備が  
できていません。小中でも格差があるご  
とく、さらにまた特に小は施設ができ  
ていない。できていないところに今後  
そうした粉乳を全額負担でやろう、こ  
ういうことになるわけですね。できて  
いないところにやつて、平均に八万何  
ぼですか、あなたのおっしゃったの

（高山市在宅）ハ万五千ニシテ、うるさい  
うふうに一律にやつていくということ  
ですが、それはつまり粉乳だけを配給

をするということになりますね。ところが、根本的にやはり給食を奨励するということが私は基本だらうと思うのです。その給食を奨励する基本になる

ものの調査として、前回もお尋ねした  
ように、その地域によって児童の父兄  
が不賛成のところもある。あるいは  
またその町村においてそれだけの経費

がないためにやれないところもある。そういう理由で基本的な調査が私はなされていないと思うのです。一体町村における経費上やれなくものが何方ある

るのか、やれるのにやらないのが何はあるのか、こういう資料に基づいて出されたのではないと私は思うのですが、その点はそうですか、そう考えて

○政府委員(前田充明君) そういう資料に基づいて出したのではございません。  
もしいですか。

○高山恒雄君 出したのじゃないので  
すね。そうなってくると、完全給食が  
粉乳としてできるかといふ私たちの質  
問に対してもあいまいな私は答弁だと

思うのです。私がさつきから聞いたのは、一体、年収四十五万五千から取る農村と、少なくともその半分しかない、二十四万しか収入がないという農

れ、こじらしのを根本的に調査した  
ければ私は一律の粉乳だけの支給をさ  
れてもこれは実施できない、こう見て  
も過言じゃないと私は思うのです。し  
たがって、これは大臣にお聞きしたい  
のですが、農村の収入にしても、半分  
しかない農村が数多くあるというふうな

○國務大臣（荒木萬壽夫君）はつきり  
たれり大臣を語りておらねど思ひ  
すが、どうですか、大臣。

数字をつかんで申し上げる能力は今ございませんけれども、大体はそういうことであろうと推察いたします。

は実際に実施も困難、と同時に、大臣に私はお尋ねしたいのですが、こういう事態の将来への均衡といいますか、をとるためにも、子供の発育の均衡を

とるため特にそのした貧乏市町村と申しますか、特別の措置を考えるその考え方はないのか、大臣にお聞きしたい。

〔国教大日本基督教団〕午前中の  
お尋ねに対しまして一般論の立場から  
お答えしましたわけですが、今まで完  
全給食を小学校で五割、中学校で二割  
見当やつておりますのも、自発的に給

食をやりたいという意欲を持ち、能力を持ったところが年々歳々積み重ねられて、そのペーセンテージになってしまふというのが実情だと存じます。それ

以外はやはり同じようにPRもし、その公共団体の能力、あるいは地域社会の能力、あるいは関心の高まり、そういうものを高めていくことによって順

次普及率が高まるのを期待するという  
状態で今日参ったわけであります。し  
たがって、完全給食を年次計画で実施  
しようとなれば、御指摘のように、基  
本的に周囲どもからうつ聞きを基づ

木的でな調査をモチベーションの調査に基づいて合理的な案策がなされなければならぬと存じます。早い話が、午前中も申し上げましたように、農山漁村と市街地、大分分けにしましてもそれだけの社会的な相違が必然的にあるわけであります。食習慣もおのずから違うとい

中興等起る、ついでハトコガイ  
すから、根本的に問題がありますが、  
ミルク給食であれば、そういう点は比

較的懸念も少ないし、画一的にやるう  
と思えばやれないことはあります。  
問題は、各市町村等の財政力とのにら  
み合いにおいて、困難でありますけれ

ども、比較的容易であり、また全面的  
給食にたどりつくまでの一礎石となる  
効果は絶大なるものがあろうと思うわ  
けでありますて、小中学校全部に、建

前としましてはミルク給食が行なわれることを契機としまして、完全給食の方向へ具体的な一步を踏み出すような自信のある案画をひとついたしました。

○高山恒雄君 考え方はごもっともな御答弁をしてもらつたのですが、大臣の言葉をかえて言えば、ほんとう言え

ばやはり施設を先にやるべきだということにもつながると私は思うのです。しかし後に完全給食を実施する。これが実際の実施面からいくなれば、私も

建前だと思ふのです。そうなつてくると、これは文部省が最初提案したのじゃなくて、賀屋構想によつて実施をしたらどうかといふことが流布されて

おったのですが、文部省としてはあまりりそれは賛成でもなかつたのだけれども、全部出してくれるというならば一ぺんやつてもいいじゃないか、こううことで、私は安易にやらせて

しないことと、和を重んじる考え方の  
じゃないかという考え方を持つもので  
す。しかしやることについて私も反対  
はいたしません。反対はしないけれど  
も、実際現実に実施されるかどうかと  
いうことになってくると非常に困難性  
のある問題だ、困難性のあるものをや

るからには、私は早急にやつぱり全地域にわたる、農村あるいは都市、さらにもた漁村におけるところの収入ですね、したがって、非常に財政力の弱い町村、こういうようなな問題を根本的に調査の結果、物別助成法というものを考えていかなければ、私は将来その格差のは是正なんというようなことは、およそこれは望めないんじやないか、こういうふうに考えるわけですが、大臣はそういうふうな構想もないことはない、やるからにはそういういき方をしなければいかぬと、こうおっしゃるから、私はその意見に反対するわけじゃありませんけれども、少なくとも今度の案は、にわか作りの、やはり世上で言われている、文部省は考えていいなかつたけれども、賀屋構想でやつたんだという評判が出ているようなケースで、安易な気持で私は実施されておるんじゃないのか、それをやるまでに、まず特別の処置として、給食の奨励、完全実施を、政府として設備資金も出してやる、こういういき方が建前ではないか、私はこう思うのです。まあしかし、今日完全ミルクの給食をやろう、こうおっしゃるのでしたら、私は根本的に反対しませんけれども、これらの実施については相当の注意をしていただいて、完全実施の成功をひとつやつてもらいたい、こういうふうにお願いします。これは意見ですが。

質疑を行ないます。御質疑のおあり

質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○米田勲君 前回のこの議題に対する質疑応答をいろいろ検討をしてみたのですが、特に国立高専校十七校の設置問題に關係する質疑応答の中には、納得のできないところがだいぶあるので、そのことをあらためてお聞きをいたします。

第一に問題なのは、どうも文部省が提案をしてくる法案の出し方並びにそのことを審査する際に答える答弁、これが支離滅裂になつておるということを指摘したい。例を具体的にあげると、去年、この法案と内容は、違うが、國立学校の設置法の一部改正の法案を出してきたときに、その内容に、旧制大学が全部廃止になるという内容のものがあった。そのときに、海務学院だけは、失念をしたのじゃなくて意識的に残してあつたのかも知れないが、とにかくそれを一つぼづんと残して、おかしいではないかといふ私の質問に対しても、いろいろ弁明これ努めておつたが、その海務学院の期末の将来の計画、具体性はほとんどないままこれだけを残しておつた、こういう提案の仕方を一つしている。それから次にあげるのは、京都大学の原子炉の研究所の問題、これを提案するときに、はどういうことを言ったかといふと、予算だけ提案をしてきて、これを審議してくれ、これじゃけしからんではないか、大体、設置法も改正案をして並行して審査を求めるのが当然じゃないか。国会はこれに必要な予算だけを審議しろ、設置法はそれから具体的に動き出したときに提案しますといふ、こういう答弁をしておる。この法

案の提案の仕方、今度はまたそれとはまるで違う。十七校の高専校を設置するという案を出しながら、三十八年度には十二校だ、三十九年度には五校だ。よく聞いてみると、三十九年度設置の五校も、実はその五校にとどまるのでない。しかもこれの質問をすると、五校を三十九年度に回したのは政治的な配慮ではなくて、いろいろの条件を整備するための準備期間が必要だから、それで五校を来年度分、三十九年度分にかかるものであるが、同時に提案をしておると、こういう答弁です。諸条件の整備を必要とする準備期間が要るから三十九年度設置の分も合わせて提案するのだという、そういう答弁の立場から言えれば、何で五校プラス・アルファ全部を、三十九年度に設置するか予定される全部を、なぜ同時に提案しなかったのか、ここに大きな疑問がある。何で五校だけを明らかにしてプラス・アルファを伏せたのか、こういう伏せ方をしている限り、諸条件の整備のための準備期間が必要だということは非常に答弁が矛盾している。もつと別な答弁があつてしかるべきだ、この答弁には納得ができない。今具体的にあげられた三つの法案の提出態度、それの答弁のやり方、いずれも四分五裂で、そのときの都合のいいようなことを言っている。一体 国立高専の十七校設置案を出しているのに、何で三十八年度分と三十九年度分と二つに分けた提案したのか、これに対してもう一度答えてもらいたい、もう一度。そうして先ほど具体的に指摘した三つの法案

の提出の態度、その答弁の仕方、そのときに出してきたものに対し、て言いのがれをするような答弁をしておる、この三つの答弁の仕方、提案の仕方に矛盾はないか、この二点をまずはつきりして下さい、局長。

○政府委員(小林行雄君)　お尋ねの第一点の旧制大学の廃止に関する点でござりますが、確かに海務学院だけは残つて、今回御提案申し上げておる件案でこれを廃止しようということにいたしております。これは御承知のよござりますが、確かに海務学院申しますのは、旧制、要するに戦前、高等商船学校時代からありますものでございまして、高等商船学校卒業後、実際に海上の勤務に附した者に対する再教育機関としてあるものでございますが、確かに前年度におぎまして、これをどうするかということで、ことの取り扱いについても議論がございましたけれども、当時、海務学院の御当局のほうでは、やはりさらに慎重に検討する必要があるということとで、前年度の改正のときには間に合わなかつたのでございますが、その後いろいろ検討せられました結果、いわゆる大学の専攻科で間に合うのじゃないか、ということに意見がきまりましたので、今回御提案申し上げておる法律改正でこれを廃することにいたしたわけあります。それから京都大学に設置いたしましたところの原子炉実験所でございますが、これも実は経費といたしますが、三十六年度以来、施設費等を計上いたして参っております。ただ三十六年、三十七年、これは施設並びに原子炉の設計、発注等の準備に費されまして、三十八年度において初めてこの原子炉の輸入組み立てができるわけ

でございまして、三十八年度末には、  
実際に運転可能になるということです  
ざいますので、この時期をとらえて、  
共同利用の研究所として三十八年度中  
に原子炉実験所というものを発足させ  
たいというふうに考えたわけでござい  
ます。

それから第三の国立高等専門学校で  
ございますが、確かに十七校のうち五  
校だけを三十九年度発足、こういうこ  
とにいたしております。これは予算折  
衝等の経過から申しますと、御承知の  
ようになつて十七校全部を実は三十八年度に  
設置をいたしたいということで財政當  
局と折衝いたしたわけですが、そ  
のうち十二校だけが三十八年度発足と  
いうことが認められたわけでありまし  
て、ただし残りの五校については三十  
八年度中に施設の整備をするといふこ  
とが経費的に認められたわけござい  
ますので、この五校についても建物の  
整備、それから土地の造成等も三十八  
年度中に行なう、またこの法案を認め  
ていただければ多少教官陣容等の準備  
もいたしまして、三十九年度には四月  
早々発足させたい、私たちも責任を  
もつて発足させたいという意味から、  
この五校を三十九年度に発足するとい  
うことになつたのであります。もち  
ろんお尋ねの中ございましたよ  
うに、三十九年度発足のものはこの五校  
だけに限るかというと、私ども必ずし  
もそういうようには考えておりませ  
ん。できればこの五校以外にも何校  
か、設置条件にかない、また設置の要  
望のある地域のものにつきましては、  
これを取り上げたいと思っております  
が、ただいま御説明申し上げましたよ  
うに、予算要求の十七校のうち五校が

○委員長(北島教真君) 次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題いたします。

だけを審議し、設置法はそれから具体的に動き出したときに提案しますと、いう、こういう答弁をしておる。この法

て提案したのか、これに対しひとつ  
答えてもらいたい、もう一度。そうし  
て先ほど具体的に指摘した三つの法案

原子炉の設計、発注等の準備に費されまして、三十八年度において初めてこの原子炉の輸入組み立てができるわけ

これを取り上げたいと思っておりますが、ただいま御説明申し上げましたように、予算要求の十七校のうち五校が

三十九年度に回った、そういう経過か  
ら、この五校だけを今回の改正案で御  
審議を願っている次第でございます。  
○米田敷君　局長、そういう答弁が筋  
が通ると思つて自信を持つて言つてお  
りますか。あなたたちの答弁は、その  
ときそのとき都合のいい答弁をしてい  
るということを指摘している。今ごろ  
国立高専でそういう話をするならば、  
何で去年の原子炉研究所のときにああ  
いう答弁をしたのか。ああいう答弁を  
されて、慣行だと大臣は突っぱつてい  
る。予算だけをやって、いよいよ動き  
出すまで設置法の改正案を出す必要は  
ないのだ、それが慣行だ、そういうこ  
とを言って突っぱつている、すなおで  
ない。そうしておいて、今度は全くそ  
れと逆でしよう。実際に動き出しまし  
ないものを提案をしてきている。そうち  
う答弁の態度が議院の審査を混乱さ  
せる。どの法案を出してきたときでも  
一貫して提案の態度をきちっと整える  
べきですよ。提案をして、それで答弁  
するときも去年の答弁と今年の答弁に  
筋が通るようにしなければならぬ。去  
年逃れるときには、予算だけ審議して  
もらえばいいのです、具体的に運転し  
ていく段階になれば設置法の改正案を  
出します。それが慣行だと言い切つ  
いるのだ、あのとき、僕は不届ぎだと  
思ったが、それが慣行だと突っぱるか  
ら、その責任はもちろん負うつもりで  
答えているのだと私は判断をしてい  
る。これは局長の答弁じゃない大臣の  
答弁だ。慣行だと突っぱつた限りは、こ  
の国立高専にもなぜ慣行を適用しない  
のか、三十九年度にならなければ具体  
的に動かないものを今提案をしている

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘の点は、ある程度矛盾がないとは申せない面もあるかと思います。原子炉の実験所が、第一、敷地の物色にたいへん手間取つたわけでございますが、昨年申し上げましたように、現実に整備されまして動き出しますがついたときに設置法の関係で御審議願う。こういうのが少なくともそれまでの慣例であったことは事実でございます。たとえば教育会館につきましても同じ御質問が衆参いすれかで御審議願う。こういうことがはつきりいたしておりましたので、設置法といいましょうか、その運営の方法についての御提案を申し上げないできているのであります。その意味で、従来の慣行は昨年申し上げたとおりのものであります。幾分それと違うと私今度考えますのは、先日もお答えしたと思いますが、すでにこの国立工業高等専門学校の基本法は御審議を願つて定まっております。三十七年度には現に十二が発足いたしております。その同種類の学校を設置するわけでござりますから、高等学校の急増対策の例にならいますれば、であります。その同種類の学校を設置力を願つて、その上に立つてこの学校ができる上がるわけでございまして、そうとも、地元の敷地に対する非常な御協力がいることならば前向き姿勢で整備するということとが望ましいことだと考えます。同時に、御批判はございましょう。どう建前からいたしましても、具体的な場所に学校が開かれるということ

ふうにして審査を求めて、初めてわれわれにこれだけの予算が必要なんだといふことは無理があるし間違いじやないか。議会に予算を出してくる限りは、その予算がどんなふうに使われるかとそういうことを当然合わせて答えるなければならない。だからあのときにそのことを指摘したのを強引に押しきつて、そのものがどういうふうに運営されるかとそういうことを当然合わせて答へなければならぬ。そこで、その場は切り抜けて、切り抜けた限りは、相当筋を通して次年も出でてくる。今度は別なことを言う。だから私は審査が十分できない。疑問があちこち起つてくる、こういうやり方をすると。その場限りでうまく切り抜けようなんということでは納得できない。それから、この国立高専校の十七校設置案に對して、実際は二十二県、二十九カ所の設置希望が出ているのでしょうか。文部省設置希望が強く、地元から設置をしてほしいとう、いろいろな条件を付して希望が足しげく行なわれていたはずです。そういう設置希望がたくさんある中から、十七校を選定したというのには理由があると思う。その理由は後ほど聞くに、三十九年度分に五校だけ回して、プラス・アルファは伏せたといふところが納得できない。こういうやり方は、文部大臣に言わすと、地元の協力が云々と言うけれども、三十七年度に提案をしたときの、あの設置個所のきめ方には大いに疑義がある。自分のことに関連するから誤解を受けちゃ

るんだが、私は北海道の空知といふうらいの人口を持つておる。その中の中心地に、空知の全町村の議長から、議会議員から市長が合同して、文部省に、ぜひ滝川に設置をしてほしいとうことを陳情に来ておったことは御承知のとおり。私も、機会があつて、一緒に行つたことがある。そのときに、は、場所といい、条件といい、きわめてよろしいと、局長の言葉を聞いて、たり、当時の次官の答えたど、ますます体条件は整つておるものというふうに判断をされるような答弁をしておる。しかし決定は函館と旭川になつた。何で函館と旭川になつて滝川や苦小牧が排除されたか理由がわからない。これはいろいろな活動をした人の動きの結果、いろいろなものがいろいろな活動をするのは当然だと、大臣はあるのときには答弁した。しかし私は、こういう国立学校を設置するからには、そういう政治的な配慮や活動が相当なウエーブを持ってくるということは正しくないと思っておる。純粹な教育上の立場を配慮し、日本の文教政策の将来を見通した、そういう立場から設置個所を選定すべきなんです。それが政治家の嘘うそと今度の、二十二県二十九カ所から躍で、いろいろネコの目のようになつて、その中から個所が途中で変わっていくといふうな事態が三十七年度にあつた。そのことと今度の、二十二校、残りは三十九年度、三十九年度は五校ぢやなくてプラス・ア

ルファがある。こういううえないと、この法律案、大体私に言わせると、この法案の提案の仕方は間違っている。三十八年度に新設をする国立高校の設置案を提案すべきだ。三十九年度には、五校じやないのだから、五校プログラム・アルファの全体を整備した上で、あらためて法案を提案するというのが建前である。こういう提案の仕方には何としても政治的なにおいてふんぶんとしている、そう疑わざるを得ない。純粹な文教政策上のそういう立場から設置個所をきめたのだということを答弁するかもしれないが、われわれは納得できない。自分の意見ばかり言っておってもしようがないから質問をするが、十七校設置案を提案しながら、二校と五校と分離した、その二つの群の中にはどういう条件の違いがあるか、一つ一つについて明確に説明をしてもらいたい。

しくなつて取捨に迷つた、弱つたとい  
う場面がないではございませんでし  
た。そこで二十八年度の予算要求につ  
きましては、初めから、いつも申し上  
げる四つの原則を念頭に置いて先順位  
に考えられるものを予算要求のときには  
具体的に掲げて要求すべきである、そ  
れが誠実な態度じゃないかということ  
で、十七を具体的に示して、むろん新  
聞発表等は極力控えるつもりでやつて  
おりましたが、要求したのであります  
。したがつて、以上申し上げたよう  
な事務的なものさしによつて、純粹に  
選定しましたものが十七でございま  
す。その十七は、具体的な設置個所  
も、文部省としては予定しましたもの  
を要求いたしました。予算折衝の結果  
が、十二校分に三十八年初頭に開校で  
きるという内容の予算が、相談がまと  
まつたのでございますが、その残りの  
五つにつきましては、どうしても財政當  
局との間に、同時に差足するだけの  
予算折衝が成り立ちませんで、施設費  
だけが相談がまとまつたわけでござ  
います。そういうことのために十二校と五  
校が分離された形になつたわけでござ  
いまして、十一と五つの分離の仕方は、  
地域的な配分あるいは敷地の入手關係  
等の問題の厚薄がござりますことを念  
頭に置いて仕分けをいたしたつもりで  
あります。なお、もつと具体的に申し  
上げる必要があれば政府委員からお答  
え申し上げます。

○米田勲君 この十七校設置案の内容が三十八年度分として、三十九年度分と条件が分離されておる。この二群の間に条件上どんな違いがあるのかといふ私の質問は、さらにはこれは三群になつておるわけです、考え方を変えると。二十二県二十九カ所の中から、一つは十二校です、三十八年度。五校を引いただけがまだある。こういう三群になつておるのですがね。今、文部大臣の答弁だと、予算がそれなかつたといふ一本建ての理屈ならその理由はわからぬわけではない。なぜかといふと、この二十二県二十九カ所は、私のところはぜひ設置してほしいが敷地については協力しませんなんといつていふところはない。みんな大体ほかのところと同じぐらい協力態勢を、条件を整備してきてる。だから敷地の問題で云々とか、地元の協力を度合いがあつたとか、そういうことをいつてこの三群を区別したといふ答弁はこれは納得できないし、できなければ大臣にもう一べん質問をあらためてします。

○高山恒雄君 関連して、ちょっと局长でも大臣でもいいから質問したい。米子と松江というのはほんの近くなんですか。どうしてそういう分け方をしたのか、それもひとつ答弁の中に入れてもらいたい。

○國務大臣 荒木萬壽夫君 高山さん  
のお尋ねにお答えしたいと思いますが、  
毎度申し上げておりますように、でき  
れば各都道府県に少なくとも一ヵ所と  
いうことは、この国立高専を考えるに  
つきまして必要であろう、こういう前  
提でスタートをいたしております。各  
県で、県厅所在地に置きたいと思うか、  
あるいはその他の市街地に置きたいと  
思うか、あるいは教育的に見ましても  
どこに置くかという見解はそれぞれござ  
いますが、たまたま今御指摘の県  
は、県厅の所在地とそうでないところ  
に当該県としても希望いたしておるよ  
うでございまして、そういうことがた  
また距離的には近所になるという例  
は四国にもございますが、県民たる青  
少年が遠くの学校に通わなくとも県内  
の学校に通うことによって、あるいは農  
業基本法の面からするその新たな職場  
を追及するようがにもなるであろう、  
こうしたことから各都道県一ヵ所く  
らいはということになっております  
ことがたまたま御指摘のようなケース  
が出てくる、こういうことに御理解を  
いただきたいと思うのであります。  
それからお米田さんのお尋ねでござ  
いますが、なるほどお話のとおり三  
群に分かれることになるのは、これは  
算術的に必至なわけであります、こ  
れは先刻もお答え申し上げましたよ  
うに、何にしましても地元における敷地  
提供ということが、よかれあしかれ認  
定条件たらざるを得ない一つの要素で  
ございまして、なるほどお話のとお  
り、一応登場しております設置希望個  
所については、熱意についてはほとん  
ど甲乙がないものだとむろん思いま

す。ただ、熱意は同じでございましょうとも、敷地造成についてのその具体的な度合いはおのずから違つておるのをございまして、今度の場合は予算をいたしますまで、極力その具体性を御説明を願つて取扱の一つの目安にもいたしておるようなことで、それがいわば十七の序列から第三群がはみ出したという結果になつたわけあります。そういうことでございまして、特別に從来申し上げております以外の理由で取扱したという考え方はございません。

○米田勲君 私は、この個所づけが純粹に文教政策上の立場から考えられて、いたのであれば納得できるし、そういうものであればまたそういう形をとるはずなんです。なぜかというと、これは予算の折衝上こんな結果になつたのだという答弁は矛盾しておる。はどういうことかといふと、十二校プラス一校ないし二校の予算であればあるはずです。それを五校に延ばしたから、三十九年度に設置を予定する五校の予算といったしましては、それは一校をびしっと独立して建てるだけの予算折衝はできない。そういうことが考えられる。しかし十二校を十三校に三十八年度するということであれば、これは数字の上からいうと少し違はあるかも知らぬですよ、私の言い方はしかし、概算で考えれば、十二校にもう一校くらいプラスできる総体の予算要求なら成立したんじゃないかな。それを十二校は三十八年度やり、五校は薄く延ばして、とりあえず費用を薄く延ばしてこれは三十九年度だ、三十九年度は薄く延ばした五校だけならまだ話がわかるのに、そのほかまだプラス・ア

群あるやつは、熱意については十分あります。そのどこも同じくらいのレベルにある、しかし敷地の条件が違うといふのが、文部大臣はそういうことを断言でありますか。この第二群になつた秋田以下の五校、五カ所と、残された個所との間にほんとうに敷地の条件の上でこれをよい捨てた客観的な理由が立証できますか。私はそういううまい言い方では納得ができない。提案の仕方に無理があるのだ、大体。何かしらこの五校に薄く延ばして三十九年度に設置するものを今ごろ提案したのには別な意味がある、そういうふうな解釈をしなければつじつまが合わぬのだ、あなたの出してきている出し方は、どうですか。

ましたのが十一」とどまりました。したがって、三十年八度開校を意図しまして二十も三十も要求したいのは山々ですけれども、おのずからそこに、ただ山をかけて吹かけたんだと思われるのもしゃくですから、常識的な綱で数を選定せざるを得ない。そこで十七を選んで要求したわけでござります。十七選ぶにつきましては、その他の、あなたが言われる第三群に結果的になりましたものと合わせて総合的に判断しながら、十七をいわば四つの条件に照らし合わせましての濃淡の順序に応じて十七を選んだということをごぞいます。十七のうちに十二と五つに分かれましたのも考え方は同じことでございまして、主として敷地の問題についての具体性が主眼点ではございましたけれども、地域的な配分その他もむろんあわせ考えまして十二と五を振り分けた、こういうことでございまして、全然初めから十七を、先刻お答えしましたように、具体的な場所までも予定して、その内容を添えて財政当局には要求をいたしておりまして、いささかの作為もございません。

戸というものをとりました。八戸との  
地域的な近接関係というようなものを  
考えて秋田は三十九年度に回ってもや  
むを得なかろうというふうに考えたわ  
けでございます。それから、広島につ  
きましては、御承知のように対岸にす  
てに新居浜の高専、高松の高専もござ  
いますことと、それから広島は実は一  
昨年から要望をされておったわけでござ  
いますが、その割に土地取得の準備  
が必ずしも確実と見られない点がござ  
いましたので、これは三十九年度、後  
年度のはうに回したわけでございま  
す。それから鳥取、米子、富山、これ  
ももちろん土地の提供の準備は一応さ  
れておりましたけれども、ほかと比較  
をいたしました結果、これらの五件を  
ますか、進捗の状況は総体的には劣っ  
ておるのぢやないかと……。

ができますますわからなくなってくる、五校と三群との関係が。だから私はこれらは政治的な配慮だという正直な答弁がわかります。しかしながら私はこれらはわかる。しかし、何かこじつけて、秋田の場合は八戸との関係で地域的の考慮だ、広島の呉は新居浜があるからとのいって、海の向こうにあるものと地域的な関係を考えるのは少しどうかしていますよ。だから地域的な配慮を考慮をしたということは、あとからくつづけて何でも理屈つけられるつける方なんです。そういう物の言い方は、そして土地の取得状況の問題についておって、私はもうこのことし要望してきている二十二県、二十九カ所はそんなに差がないのです。しかも文部省が文教政策上年次計画を腹案として持つておって、それぞれこういう個所にまことに順次に建てていくという確固たる方針があれば、その地元に対して土地の買収費も見積らぬで寄付させるという態勢はけしからんけれども、いずれにしても条件整備の話を持ちかければ幾らでも地元は協力する態勢がある。あるのにも何か区別をつけなければならぬからといって、この二群、三群の差なんども、いうのはほとんどないにもかかわらず差をつけて説明している。もとと納得させるためには明確に話しなさいよ。子供でも納得できるような書き方をなさいよ。これをお役ではダメですよ、もう一度答弁しないさい。

望がありましたけれども、要するに十七校に取り上げなかつた、そのものでござりますが、具体的に申しますと、たとえば東北の一関というのには非常に実は立ちおくれて整備の状況も不十分でございます。それから滋賀県にたとえば県内のどこかにということだけであつて具体的にまだ場所はきまつておりません。それから熊本県は熊本市と八代、両方とも希望されておりまして、全然場所の決定が一ヵ所にしほらされておりません。それから福岡県これから場所をきめるので、三十九年度以降にぜひ希望したいというようお話がございました。それから福岡県におきましては、小倉と久留米両方からいすれも出ております。久留米は御承知のように、現在、工業短期大学がございまして、これをできれば高車に切りかえてもらいたいという御要望が、その市とそれから大学側にございますが、小倉の関係にもらみ合わせまして、三十八年度の十七校には取り上げなかつた次第でござります。

文部省に純粹な意味の教育政策上の信  
念がないんじゃないのか、それが先行し  
ておらなければならないものがはつき  
りしていらないんじゃないのか、だからい  
ろいろな条件のために災いされて計画  
的にもののがいかない。言葉をかえると  
政治的な配慮だとか影響力に相当左右  
されて、こういう国立学校が設置され  
ていっていいるという傾向を私は指摘す  
るんです。だからこういう法案の提案  
の仕方にならざるを得なくなつてくる。  
これをもじほんとうにこういう個  
所に年次的に、計画的に建てていかな  
ければならぬというのなら、三十九年  
度の分には五校プラス・アルファをき  
ちつときめて、そのかわり予算がとれ  
ないから三十八年度は十二校にならな  
いかも知れない、それは八校くらいに  
なるかも知れない。しかしきちと三  
十八年度分に建てる計画もあわせて、  
答弁のようすに準備期間を必要とするん  
だ、そのために三十九年度分も提案し  
たんだということ首席一貫させるため  
には、そういう配慮がきちっとあれば  
筋が通つていると私は言える、ところ  
がそうでなくて提案をしてきておると  
ころに、これはどうも純粹にあなた方  
の言っておることを、まつ正直にああ  
そうですかと言つては納得できないよ  
うな幾多の疑問がつきまとつていてるわ  
けです。だから私はこの法案は三十九  
年度分については削除をして、すっき  
り三十八年度だけ審議をして、早急に  
てなければならぬ学校の総数を確定し

て、そうして地元に対しても、いいことではないか、条件整備について御協力を願う。大学に対しても御協力を願う、こういうふうにしてすつきり三十九年度の分はまとめてまた提案をします。私たちのほうも余分なことを考えてせんさくをしなくてもいいことになる。それがこういう奇妙きてれつな提案の仕方をしてきているから、どうも純粹に出てきておるものではないんじゃないのか。その地元の出身の国会議員などが、大いに政治力を発揮したために、文部省としては心なラズもの形をとらざるを得なかつたという、そういうことを言わないのでおいて、へ理屈をつけながら、どうもすきつり納得ができない。私は何もしっこく言っておるのはなくて、もっとほんとうのことを言って理解させてくれればいいんだよ、審査を受けるからにはそのくらいのはつきりしたあなたの方も出方をすべきですよ。そうすれば僕らもほんほん聞かなくていいようなことを聞く必要ないんですよ。どうだね局長、あなたのほうが具体的にやつたんだが。

も、先刻申し上げましたような考え方でやつておることも確かでござります。ところが第一群の十二番目に位するものと、第二群のトップに位するものとのその境界線は、必ずしも入学試験の点数でびしきつときめるというようなわけにはもちろん申し上げられません。それから土地の造成的具体的な準備状況の比較、あるいは地域的配分の比較、あるいは既設大学の比較、これらが総合されまして事務当局の判断において二群に分けたのでございまして、そのこと自体に地元の政治家の圧力の強弱が影響している痕跡はございません。府県につきましても、私も代理士の端くれのわけでございますが、事務当局一任でございまして、自分自身でああだこうだと言った覚えはございません。そういう経過でございます。むしろ地元の政治家の御意向をひけらかしながら、わんわん熱意を表明されるということで、案外勢いにませて十七の中に入り得る、あるいは十二の中に入り得る、これこそいわゆる政治的色が濃厚なものもなきにしておらず、そういうことは厳密に事務当局で現地調査等もいたしまして、その判断に立つて取捨たことは事実でございます。なお、三十九年度開校分についていろいろお話をございますが、先ほどもお答え申し上げましたように、昨年の他の案件との比較において答弁に矛盾ありといふ御指摘でございますが、形式的には矛盾とおぼしき部分もないと私は申し上げませんけれども、これとそれは、おのずから性質の相違からくるやむを得ざる意味合いで御理解いただけようかと思います。当然の形勢論としての理由になり

ましょうけれども、結局、地元の熱意についていなければ別でございますが、施設の予算はついておる、しかも一方前向き姿勢でやったほうがベターであることも理屈抜きに事実でもございますから、そういうことに重点を置きまして十二と五つに分け、そうして開校する時期も一年ずれるという恰好になつておることは、形の上では御指摘のとおりございますが、実質的にどうらんいただけば御理解いただけそうな気がするわけでござります。そういう点で御理解をお願い申したいと思います。

○米田勲君 一番さきからそういう答弁をもつと具体的にやれば時間が優約されたんだ、答弁の中には私の納得できない言葉もありますよ。しかしきょうの場合は、この質問に対しても大体納得のできないままひとつ次に進みます。

ところで、三十九年度にはプラス・アルファをするということを答弁しているんだが、三十九年度、四十年度と二カ年にわたって、来年度、この次の提案のとき三十九年度の残りプラス・アルファ分として三十九年度と、こういう提案の仕方をする考え方ですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) そういうことを予定した予算要求はしようとは思いません。ただ、もうちょっと申添えますと、先刻のお答えを繰り返しますが、十七につきましては、できれば十七全部を一年でも早く実施したいという考え方方が文部省の立場でござります。ですから、財務当局との予

算折衝の途中におきまして、十一は完全に開校できる予算はつけるけれども、あとはだめだという場面に際会しまして、それをさらに蒸し返して、折衝の結論が、それならば三十九年度開校というのなら、施設費だけをつけることによつて、まあいわば妥協しようというふうなことで終着駅に到着するものでござりますから、結果的に、以上申し上げたような理由のもとに御審議を願わなければならぬ事態が出てくるわけでございます。しかし、それは何もごまかじやなしに、大まじめで申し上げておることは、以上お聞きいただいたとおりでございます。そういうことでございますので、三十九年度において今御審議願つておる五校プラス・アルファ、それと今度四十年度開校の分とを何か仕分けして初めから出す予定であるかどうかというふうなお尋ねなどと思ってお答えしておるのであります。が、以上申し上げた理由によりまして、そういう仕分けをして御審議願うつもりはございません。

きかけて整備をしていく、そこには何らの妙な政治的な動きがなくとも積極的にどんどん進んでいく。全体、五ヵ年計画の最後までのニースはこれなんだということを明らかにする必要がある。その計画に乗せてこの五ヵ年計画を完成することであれば、去年、今年と、こういう妙な法案の審議をしなくてもすっきりしたものになっていくのではないか。だから、来年度は三十九年度分の残余だけを提案する。もちろん予算が取れなければ、それだけしか提案しないということになるかと思ふけれども、文部省としては、少なくとも全都道府県に一校以上建てるという計画なんだから、そのほかに農業高専もという検討も進めるのだから、それでその計画は立つはずですよ。それの計画と合わせて、協力を願う分には年次的に計画を完成してもらう、協力の計画を完成してもらう、こういうやり方で成案を得ておいて、その上に立て大蔵省との予算折衝をやる。そして予定どおり五ヵ年計画を完成させて、中堅技術者の計画的な養成を行なう、こういうふうにいくべきだと思うが、どうも来年度のことについては、ちょっと聞いてもどうなるのかいまいだが、来年度以降のことについて、この五ヵ年計画をどう始末つける気だか、私の言うような構想でやれることが、明朗に純粹な教育的な立場、文教政策の立場からこの計画を完遂できることになるとと思うが、そういう考え方にならないかどうか。別な考え方があるかどうか。

上計画的にやりまして、そのとおりにならない要素を含んでおります。したがつて、年次的にどこだときちんと立っておりますので、おっしゃるような意味での年次計画といふものを第一回所ぐらいはというような考え方方に立たぬことが困難な事情もござります。しかし、そもそもが都道府県にいたがつて、年次的にどこだとときちんと立つておられますので、おっしゃるより義的に考えなかつたということはございません。三十九年度以降の計画につきましては、できることならば、もうつきちらと年次計画が、具体的な場所でまでも予定してできるよう検討をしてみたいと思うのです。農業高専につきましては、制度の改正、法律の改正をお願いしなければならない課題としてまず登場せざるを得ぬ。これにつきましては、農林省等とも連絡をもつて検討を要しますので、具体的に三十九年度課題として必ず御審議願うことになりますが、まずは農林省等とともに連絡をもつて検討を要しますので、具体的に三十九年

○國務大臣(荒木萬蔵大夫) 心がまえ  
としては、そういうふうにやりたいと  
思います。

○米田勲君 それでは次の質問に移り  
ます。前回の質問が途中で切れておっ  
たのですが、この新制大学に大学院を設  
置するという問題、これは現在のと  
ころ、研究の実情だと人材等の条件  
から、博士課程は置かない、今のところ  
は修士課程でいいたい。しかし将  
来、前向きの条件が整うなら博士課  
程も置いていく、こういうふうな説明  
だったと思いますが、それでいいです  
か。

○政府委員(小林行雄君) 大体今のお  
尋ねのように考えております。もちろ  
んすべての大学のすべての学部に全部  
は思っておりませんが、やはり修士課  
程を置いて、その修士課程が成長いた  
しまして、教員組織等も充実され、さ  
らに研究活動等も十分活発に行なわれ  
るというような状況になりました際に  
は、大学の御希望等も十分承りまし  
て、博士課程を置くようにも努めたい  
と思います。

○米田勲君 今回提案されている法案  
の内容には、新制大学中幾つかの大学  
院を置くことを提案してきているので  
あるが、このことも、全部の大学に大  
学院を置く、そういうことは言わない  
までも、相当この数年間に大学院を設  
置していく新制大学があえていくとい  
う解釈に立つておってもいいですか。

○政府委員(小林行雄君) 実はここに  
御提案申し上げておるところ以外に  
も、私どもはある程度、これらの大学

に近い充実度を持つておるところがあると思います。こういうものにつきましては、できるだけ早い機会にやはり修士課程の研究課を置くべきものであると思っております。

○米田勲君 私は、この学制改革で、六三三四の学制改革が行なわれた直後のことであれば別であるが、相當年数を経てきておるのに、旧制大学と新制大学の間に常に幾つかの条件について差がある、差をつけて考えておるということでは私は学制改革の意味がないのではないか、改革が行われて数年間の間なら、まだ条件が整わないからといふことで多少の差別は考えられてもいいが、もう相当期間を経過してきているのだから、旧制大学と新制大学の間について差別的な扱いをしたり、考え方をするということは、そろそろやめすべきではないかと思うのですが、どうですか。

○政府委員(小林行雄君) 考え方としては、今のお尋ねの点もごもっともの点もござりますけれども、ただ、現実の姿から申しますと、いわゆる旧制の大学院を置いておる大学と新制大学とは、まだ、先ほど申しましたような研究活動なり教員組織なり、いろいろの点で非常な開きがございます。これをなるべく、やはりそれぞれの目的に応じて整備することは必要でございますが、教育の面から申せば、なるべく差等をなくしていくということがもちろん要當でございますので、将来教育の面から言えば、できるだけそういう方向に持つていただきたいと思います。

○米田勲君 あなたは、新制大学と旧制大学とは、いまだに条件に相当の格差があるということを平気で答弁して

おるのですが、私は少くとも國の大學政策をあざかる者の立場としては、その条件に差等があるということを「一日も早く解消するため」新制大学に力を入れるべきだ、いつまでも差等があることはやむを得ないことだ、という立場の答弁では、納得することはできません。これは、こういうことじやないですか。旧制大学から出てきておる官僚たちが非常に多いために、いつでも旧制大学を優位に保とう、新制大学はだめだ、こういうことがあるといふことが耳に入るのですが、まさかそぞろですとは言えないのでしょうから、私はそんな答弁は求めたくないが、しかし、これはどうですか、あなたの考へで、ひとつ、これから人材を集中するといふことも、研究を高めるといふとともに、文部省が本格的に国立大学の本実を考へるならば、これはやつていいはずなんです。怠け者はかり集めているのではない。研究費が足らないとか、設備が十分でないとか、そういうことが大きく影響しておる。待遇が悪いとか、これは自分たちのほうに条件整備の責任があるのである。施設も設置も大幅にふやして、しかし、それでも怠けておってだめだ、新制大学ではだめだ、これなら話はわかるが、何か、いつまでもどんどんしてやつて、研究費も大変なことと言つて、それが自分の立場から、そぞろではないか。われわれの立場から言つては、私はあなたの立場から、そぞろではないが、あなたは、そういうこと

八

とを言う資格はないでしょう、どうですか。

○政府委員（小林行雄君）最初に申しましたように、理念として大学を考へる場合には、当然御指摘のように今はすべての大学が新制でござりますから、旧制のものは、もうないという状況でございますから、それに対する教育制度としては、当然現在ある差等を縮めていくべきものであると思っております。

ただ、現在の時点におきましてはまだ相当な格差が現実の問題としてあるということを申し上げたのでござります。地方の新制大学の充実には、今後できるだけ努力をして参りたいと思つております。

数を経たら、旧制大学と新制大学の間の研究の深まり方、人材の集まり方とか、そういうものの間に差がなくなつたか、そういうふうなことがあります。しかし、新制大学の中では、全く同じレベルのものになるというふうな状況でございまして、すべてのものが、この差等が縮まって旧制の大学とておるものもござります。新制の大学の中にも、実はいろいろ差等のあるふうな状況でございまして、すべてのものが、この差等が縮まって旧制の大学とておるものもござります。新制の大学の中には、何年たつたらといふようなことは簡単には申し上げられないと思います。と申しますのは、新制の大学の中でも、いろいろな条件の整備がされて、旧制の大学に比較的近くなつてしまつておるものもござります。新制の大学の中に、実はいろいろ差等のあるふうな状況でございまして、すべてのものが、この差等が縮まって旧制の大学とておるものもござります。新制の大学の中には、何年かかるというふうには、私は今ここで申し上げられませんけれども、いかで肩が並ぶ、それはいつごろを目指しておられますか。永久に差はあるよう考へておられるじやないですか。

○米田勲君 この旧制大学と新制大学の格差の問題ですが、条件がそこまで整っていないといふのは、何も学長や教授や助教授の責任でないですよ。私は言わすと、國の文教政策をあずかっているもののやり方にかかっているのではないかという感じがするのです。これはどこの大學生も特色のある大学として発展していくから、どれもこれも同じだらうという型にはまつたことにならぬだらうと思う。しかし口を開けば、新制大学と旧制大学との間に、ものすごい格差があるといふことを何年経っても、まだ口に出てくれる。あなたの方の口から出ることは納得できない。

特に私は文部大臣あたりのものの考え方を早急に改めてもらいたい。文部大臣の頭に旧制の頭が、旧制の帝大が、きわめて優位だという考え方が頑としてこびりついている。だから、認証官を持ち出してきておる。何のための学制改革。大学として同じレベルにしようといふのが学制改革のねらいでしょう。いつまでも旧制、新制の区別をするといふのが文教政策の責任者なんといふのはおかしい。差があるといふことは認めて、それをなくするためには設備、研究費については、どんどん充足していって、そして研究活動のしやすいようにならねばならない。その差をちぢめていくことが大事だ。それをして認証官。まだ認証官の法律を審議しているのじゃないから、そんな

○米田勤君 この旧制大学と新制大学の格差の問題ですが、条件がそこまで整っていないというのは、何も学長や教授や助教授の責任でないですよ。私は言わすと、国の文教政策をあくまでもやっているもののやり方にかかっているのじゃないかという感じがするのです。これはどこの大學生も、特色のある大學生として發展していくだろうから、どれもこれも同じだらうという型にはまつたことにならぬだらうと思う。しかし口を開けば、新制大学と旧制大学との間には、ものすごい格差があるといふことを何年経っても、まだ口に出てくれる。あなたの方の口から出ることは納得できない。

Digitized by srujanika@gmail.com

委員が申し上げましたように、何年経つたらどうなるかということは、ちょっと申し上げられないと思います。私はかりに言わしていただければ、たとえば東大だ京都大学あるいは早稲田だ慶應だという、われ人ともに整備された大学と、国民一般も思っているだろう大学、七十年だ八十年だの歴史を経て、その歴史の中に歷代の学長を初め教授を初め学者、諸先生が懸命の努力をして積み重ねた上に立って、次々に優秀な人材があと継ぎとなり、そのことが世界的にも認められて、第一流の大学だということになっておるのであります。

新制大学が十七年を迎えておりますが、その歴史的な歩みが短かいことは事実でありますし、何としても大学みずから努力の積み重ねということは、が、學問的には第一であろうと思うのであります。

の問題だって、その格差を明らかに認め、場合によってはその格差を広げようという方向に逆行しようという考え方でしょう。そういうことも出てきている法案の中に見られるから、私はどれくらいたてば、新制旧制大学には、まだまだ格差があります、とてもだめですという言葉が、あなたの方の口から言われなくなるということを聞きたいたのですが、いつだか言えないということでは困る、あなた方に計画がなければ困る。およそこれから何年後には、大体旧制も新制も同じようなレベルになり得るのだ、しなければならぬのだという答弁があつてしかるべきだ、行き当たりばつたりでは困るのじやないですか、責任が果たせない、大臣どうですが、私の言うのは無理ですか。

したがって、それを早めるために、は、大学がそれぞれの個別な立場に閉じこもらないで、人材の交流、外部から入りっぱな人を迎えるというがござるとき、おおらかさも内部でございませんと、その年限の経過を縮めるといふことは、本質的には不可能じゃなかつたか、そういう考慮もあわせ考えらねば、ながら、國の立場での協力をしていくところに、七十二の大学が、独立だけで申し上げれば、肩を並べる時期が早まる要素があるんだと、こう思います。

○米田勲君 旧制大学と新制大学の間の格差があるのは、歴史のしからしあるところだという答弁については、それが真実かもしれないが政策上納得できない。文教政策上納得ができるない。そういう歴史的な事實を幾ら承認す。

であります条件としましては、むろん、それに相呼応しまして、國の立場等につきまして、協力し努力していくことも、また必要なことではございましょうけれども、当然なさねばならぬと思ひますが、本質的な中心課題の中において、初めて育つてくべきものだと、これはどうも否定できないことじやなからうかと思うわけでありまして、そういう意味から申せば、やはり人材はやはり歴史的な過程の中に十何年かの歴史がものを言ふんじやないかと、それを五十年とあらざりして申し上げるわけじやございません。國の立場での協力によって五十年が二十五年で済むように、あらゆる努力をもるん注がねばならぬと、こう思います。

大学の入材は新制大学には回すこと  
できない、自発的でない限りは。こ  
うことですか。

○政府委員(小林行雄君) 大体、そ  
うことでござりますし、また、事  
題といたしまして新制大学は、地  
域の大学から、新制の地方の大学  
行くという例はあまり多くはない  
に聞いております。ただ、地方大学  
育成する、あるいは整備する意味か  
は、できるだけそういうことがあつて  
ほしいということあつたふうに私どもは考えて  
ります。

○米田寅君 そういうことであれば、  
この新制大学と旧制大学を同じよ  
水準を持っていくために、人材を交  
わせるということは、ほとんどそろ  
ります。

しても、そんなことが納得できるものでない。

これは、僕はわからぬのだが、局にお聞きします。私立大学は別に考へていいですよ。国立大学の教授や助教の新制大学と旧制大学の交流については、文部省の指導助言は全然できるものなんですか、どうなんですか

○政府委員(小林行雄君) 大学の教育の運営は、御承知のように、その太でやる一番重要な自治の内容の一つございまして、一般的な抽象的なことで、そういう交流は望ましいといふようなことは言えても、具体的に何博士の先生が欠けた場合に、これをどうするというようなことは、従来から乍ら大学は言つておりますし、そういうことはすべきでないと思つております

○米田熟君 そうすると、歴史のある大学の人は材は新制大学には回すこと

能流をへて大際はこうたる地方へおたらす。

ですね。そこへ文部省の権限は、あまり働かすことはできない。

○政府委員（小林行雄君）

か。のところと、博士課程のところとも、これは差をつけるのですか、どうです

いたら、それはできがたい、そうなれば、これは何らかの方法によって新制大学に教鞭をとっている人材に対し

だから、この研究費のあり方に、とても、ほんとうに文部省が新制大学、旧制大学、大学院のある学校と大学院

とです。何も改善でも何でもない、  
たりまえのことです。その考え方が  
違つてないかということです。

同上

先ほど申しましたような抽象的な議論としては、私どもは地方大学を育てる意味で、できるだけ大都市の大学から送り出して教員の組織を充実してもらいたいということは言っています。ただ、現実の問題となりますと、たと

○政府委員(小林行雄君) 大学院のあります大学の教官の研究費と、それから大学院のない大学の教官の研究費とは、確かに御指摘のように差等があることを認めます。これは大体、この教官研究費の立て方が、いわゆる講座制といふ研究的な面でウエートを置いた教官組

て、てに入れをしなければならない。私に言わすと、長い歴史を持ったその旧制大学の研究費よりは、もっと新制大学の側に研究費を大幅にぶち込んで、できるだけ深い研究ができるようよしに配慮することが、文教政策上大事だ。格差があるのであらうが、旧制大学の側に研究費を大幅にぶち込むことによって、研究の質が高まることになる。これが、文教政策上大事だ。

の置いてない学校との格差を縮めて、人材養成のための日本の大学制度を士学そのものを充実していくという考え方があるなら、何らかのことで考慮がされなければならないし、特に今話題に山した研究費などについては、設備の充実も並行して必要であるが、考え方直す

国<sup>1</sup>の政策上、何十年たっても新制大学と旧制大学との差を縮める方法をえない。大学院のある学校と大学院ない学校の間の差を縮める具体的な策を欠いている。することは当然だらに考<sup>2</sup>えている。温存したほうがいと思<sup>3</sup>っているんぢやないですか。

行くといふようなことの場合におきましては、たとえば一格上がるような場合は別でございますけれども、そういう場合は、なかなか困難であろうと思ひます。

織をとっており、片方は教育的な面に重点を置いた学科目制ということをとっていることにも由来しております。もちろんこの両者の差が次第になくなってくるということは望ましいことでございまますので、教育研究費の将来

ほうが人材がそろっている、なかなかこの差があるというのに、この差を縮める努力をしないで、研究費はものすごい差をつけて、ますます聞くようしたことにしている。これはあなた方のほうで講座制と学科制があるので、そ

○政府委員(小林行雄君)　米田先生(中)　必要がないか、どうですか考え方はどうですか

部省は、大学院との間に差がいつまでもあることを温存しようとしているじゃないですか。そういう悪口をいれるのがいやなら改革をしなさい、革を。少なくとも待遇の、研究費の体が少ないから差をつけなければな

る新制大学にも、大学院を設けるという行き方は、この旧制大学と新制大学の間に、いつまでも差等をつけておくと考へておるものと考え方をぶちこわした考え方としては賛成なんです。この考え方を、もう少し拡大をしていて、近々将来こまゝ、条件整備に専念して、

の問題としては、これらのこととも検討しなければならぬと思ひますが、なお、それ以外にも、ただいまお話をございました大学院の中でも、博士課程の大院生を持つ大学の教官研究費と、修士だけの一回御提案申し上げておりますところの修士だけの大学院の教

の建前から差をつけるのが当然なんだが、  
と言つてゐるが、僕は文教政策上誤りだ  
だと思う。そういうものは改革すべきだ。  
同じにするか、学生の数が多いとか少ない  
とかで差をつけるというのではなく、  
は、研究費の建前からいっておかしい  
ですよ。その学校の研究をより深くす

額しぬなければならぬという点では、へ  
く私も同感でござります。

ただ、私の申し上げようが悪かつた  
のかも存じませんが、今度の新制大  
学院を置く大学には、従来の教室  
研究費よりも、もちろん高い教官研究  
費を積算するつもりであります。たゞ

ぬという考え方の方は言いわけにはなりませんよ。差等をつけたのは、研究費額が少ないからだという、そういうのは理屈になりませんよ。研究費総額は、もちろん増額してもらわなければならぬ。認証官制度にして学長の給だけ十六万や十八万にしたって、何

力を入れて、この両大学の間の格差をなくしていくという仕事が、文教政策上非常に大事なことだ、それを忘れないでやつてもらわなきゃ困る。大臣は先ほどの答弁によると、五十年くらいたたぬと、大体同じにならぬような結果が、そういうものの考え方の方はやわめて

官研究費には、その学生の数におきましても、また、学生の卒業年限にいたしましても差等があることでございま  
すので、ある程度の格差ができるこ  
とは私は当然のことと思っております。  
○米田勲君 今度、初めてこの旧制大  
学でない新制大学に大学院を設けるこ

せるためには、私は少なくも大学院院であろうと、新制大学であろうと、同じ研究費にするか、一步譲って、むしろ逆に、この格差を早急に縮めるためには、逆に研究費を余計支出して、そちらで力をつけるというふうな政策を採用すべきでないか、今度、この新制大学

なりますか、そんなことよりも、大いに研究費を大幅にふやして、大いに材を養成する。研究も深める。設備充実していく。何十年も前の機械を工の大学に今でも置いて、後生大事を使わせている。そんなばかなことをめてやるべきで、いろいろな問題が

もつと差を縮めるための努力が必要だ、その努力の一つとして考えられるのは、大学院の置いてある大学に対する研究費と、大学院を置いていない大学に対する研究費と、あまりに差がある過ぎないですか。それともう一つは、大学院を置きながら修士課程だけ

それに法案は提案されているのだが、今まで、そういうことはなかった。  
そうすると、大学院を置いてある大學と新制大學とは、研究費に差がついているものすごい。のこと自体は、あなた方が将来——近い将来に、新制大學と旧制大學の格差をなくしたいと、いう気持とは矛盾があるのでよ。今は私はその人事の交流ができるないかと

にも大学院を置く学校を作った、作つたのに、また修士課程と博士課程と修士課程しか置かないでおいて、そろそろして研究費に差をつけ、こういう一貫した文部省の行き方は、やはり僕は旧帝大意識が依然として濃厚だと思ってる。学制改革の本来的な立場を忘れてる。こういう批判を僕は持つていて

けでござります。  
○米田勲君　局長、あなたの答弁は、  
従来の方針を躊躇するということを答  
えてるんですよ。新制大学と大学院  
のある学校との研究費は差をつけて  
たのが、従来の例でしょう。だから、  
今大学院を置く学校に研究費を今まで  
よりもよけいつけるというのは、従来  
のあなたの方針を躊躇するということ

るが、特に私は、この研究費問題については改革をしてもらいたい。文部省、それだけの英断がありませんか。どうですか。

す。それから四年制大学そのままのものと修士課程の研究費、博士課程の研究費といふものに差等があるのは、これは詳しいことはわからず、常に認識上当然じやなかろうかと思つております。したがつて、四年制大学としての研究費を引き上げると同時に、修士課程、博士課程の研究費も、さらに引き上げるというふうなことが当然の私は道じやなかろうかと思うのであります。

そのことは、先ほど来御指摘のように、別に旧制大学と新制大学を差別するということでなしに、研究のために研究費が支給されるある程度の差のついた

研究費が支給されるのがやむを得ない必然性を持つておるという前提に立つ

わけでござります。それがのべらばうでよろしいということであるならば、これは何をかいわんやであります。

私の認識に従えば、別個に考えらるべき内容を持つておる、そういう前

提で以上のこと申し上げるわけであ

ります。

○米田勲君 今この学制をまた変えて、

大学院を独立して設けていくといふよ

うな、そういう考え方を述べられたよう

だが、大いに問題があるが、今はそ

うな考え方方が実際的であり効果的でな

く、それもまた引き上げて、研究成果

をあげてもらうようにする。そんなよ

うて、修士課程、博士課程について

は、新制、旧制などという差別なし

に、四年制大学に関する限りの研究費

を払うべき意味合いは多分にあるうか

うことを併用していくべき、実質的に何人が見ましても、当然そうあ

るべき時期に至りますれば、内容にな

りますれば、むろん博士課程も置くと

は博士課程を置く――、しかるべき、実

審は答申しているようございます。

が、ただ、経過的には新制大学にも、

むろん修士課程を置き、また、さらに

なかろうか。その趣旨も含めて、中教

は、博士課程を置く――、しかるべき、実

審は答申しているようございます。

早める非常に有効な措置になるのじや

ませんか。私は格差是正のテンポを

もつたような狭い見解を捨ててやる

べきだ――あまりにも考え方があ

るんじゃないですか。その充実してやる

ために、いろいろな配慮が必要なう

に、研究費総額が少なければ少ないほ

ど、格差をつけないで研究費を流して

やつて、研究を深めてもらって、そ

してこの新制大学と旧制大学の格差を

縮めていくといふ意図的な政策を進め

なければだめなんじゃないか。いつま

は、さりにかけい要るのであらうか

ら、それもまた引き上げて、研究成果

をあげてもらうようにする。そんなよ

うて、修士課程、博士課程について

は、新制、旧制などという差別なし

に、四年制大学に関する限りの研究費

を払うべき意味合いは多分にあるうか

うことを併用していくべき、実質的に何人が見ましても、当然そうあ

るべき時期に至りますれば、内容にな

りますれば、むろん博士課程も置くと

は博士課程を置く――、しかるべき、実

審は答申しているようございます。

早める非常に有効な措置になるのじや

ませんか。私は格差是正のテンポを

もつたような狭い見解を捨ててやる

べきだ――あまりにも考え方があ

るんじゃないですか。その充実してやる

ために、いろいろな配慮が必要なう

に、研究費総額が少なければ少ないほ

ど、格差をつけないで研究費を流して

やつて、研究を深めてもらって、そ

してこの新制大学と旧制大学の格差を

縮めていくといふ意図的な政策を進め

なければだめなんじゃないか。いつま

は、さりにかけい要るのであらうか

ら、それもまた引き上げて、研究成果

をあげてもらうようにする。そんなよ

うて、修士課程、博士課程について

は、新制、旧制などという差別なし

に、四年制大学に関する限りの研究費

を払うべき意味合いは多分にあるうか

うことを併用していくべき、実質的に何人が見ましても、当然そうあ

るべき時期に至りますれば、内容にな

りますれば、むろん博士課程も置くと

は博士課程を置く――、しかるべき、実

審は答申しているようございます。

早める非常に有効な措置になるのじや

ませんか。私は格差是正のテンポを

もつたような狭い見解を捨ててやる

べきだ――あまりにも考え方があ

るんじゃないですか。その充実してやる

ために、いろいろな配慮が必要なう

に、研究費総額が少なければ少ないほ

ど、格差をつけないで研究費を流して

やつて、研究を深めてもらって、そ

してこの新制大学と旧制大学の格差を

縮めていくといふ意図的な政策を進め

なければだめなんじゃないか。いつま

は、さりにかけい要るのであらうか

ら、それもまた引き上げて、研究成果

をあげてもらうようにする。そんなよ

うて、修士課程、博士課程について

は、新制、旧制などという差別なし

に、四年制大学に関する限りの研究費

を払うべき意味合いは多分にあるうか

うことを併用していくべき、実質的に何人が見ましても、当然そうあ

るべき時期に至りますれば、内容にな

りますれば、むろん博士課程も置くと

は博士課程を置く――、しかるべき、実

審は答申しているようございます。

早める非常に有効な措置になるのじや

ませんか。私は格差是正のテンポを

もつたような狭い見解を捨ててやる

べきだ――あまりにも考え方があ

るんじゃないですか。その充実してやる

ために、いろいろな配慮が必要なう

に、研究費総額が少なければ少ないほ

ど、格差をつけないで研究費を流して

やつて、研究を深めてもらって、そ

してこの新制大学と旧制大学の格差を

縮めていくといふ意図的な政策を進め

なければだめなんじゃないか。いつま

は、さりにかけい要るのであらうか

ら、それもまた引き上げて、研究成果

をあげてもらうようにする。そんなよ

うて、修士課程、博士課程について

は、新制、旧制などという差別なし

に、四年制大学に関する限りの研究費

を払うべき意味合いは多分にあるうか

うことを併用していくべき、実質的に何人が見ましても、当然そうあ

るべき時期に至りますれば、内容にな

りますれば、むろん博士課程も置くと

は博士課程を置く――、しかるべき、実

審は答申しているようございます。

早める非常に有効な措置になるのじや

ませんか。私は格差是正のテンポを

もつたような狭い見解を捨ててやる

べきだ――あまりにも考え方があ

るんじゃないですか。その充実してやる

ために、いろいろな配慮が必要なう

に、研究費総額が少なければ少ないほ

ど、格差をつけないで研究費を流して

やつて、研究を深めてもらって、そ

してこの新制大学と旧制大学の格差を

縮めていくといふ意図的な政策を進め

なければだめなんじゃないか。いつま

は、さりにかけい要るのであらうか

ら、それもまた引き上げて、研究成果

をあげてもらうようにする。そんなよ

うて、修士課程、博士課程について

は、新制、旧制などという差別なし

に、四年制大学に関する限りの研究費

を払うべき意味合いは多分にあるうか

うことを併用していくべき、実質的に何人が見ましても、当然そうあ

るべき時期に至りますれば、内容にな

りますれば、むろん博士課程も置くと

は博士課程を置く――、しかるべき、実

審は答申しているようございます。

早める非常に有効な措置になるのじや

ませんか。私は格差是正のテンポを

もつたような狭い見解を捨ててやる

べきだ――あまりにも考え方があ

るんじゃないですか。その充実してやる

ために、いろいろな配慮が必要なう

に、研究費総額が少なければ少ないほ

ど、格差をつけないで研究費を流して

やつて、研究を深めてもらって、そ

してこの新制大学と旧制大学の格差を

縮めていくといふ意図的な政策を進め

なければだめなんじゃないか。いつま

は、さりにかけい要るのであらうか

ら、それもまた引き上げて、研究成果

をあげてもらうようにする。そんなよ

うて、修士課程、博士課程について

は、新制、旧制などという差別なし

に、四年制大学に関する限りの研究費

を払うべき意味合いは多分にあるうか

うことを併用していくべき、実質的に何人が見ましても、当然そうあ

るべき時期に至りますれば、内容にな

りますれば、むろん博士課程も置くと

は博士課程を置く――、しかるべき、実

審は答申しているようございます。

早める非常に有効な措置になるのじや

ませんか。私は格差是正のテンポを

もつたような狭い見解を捨ててやる

べきだ――あまりにも考え方があ

るんじゃないですか。その充実してやる

ために、いろいろな配慮が必要なう

に、研究費総額が少なければ少ないほ

ど、格差をつけないで研究費を流して

やつて、研究を深めてもらって、そ

してこの新制大学と旧制大学の格差を

縮めていくといふ意図的な政策を進め

なければだめなんじゃないか。いつま

は、さりにかけい要るのであらうか

ら、それもまた引き上げて、研究成果

をあげてもらうようにする。そんなよ

うて、修士課程、博士課程について

は、新制、旧制などという差別なし

に、四年制大学に関する限りの研究費

を払うべき意味合いは多分にあるうか

うことを併用していくべき、実質的に何人が見ましても、当然そうあ

るべき時期に至りますれば、内容にな

りますれば、むろん博士課程も置くと

は博士課程を置く――、しかるべき、実

審は答申しているようございます。

早める非常に有効な措置になるのじや

ませんか。私は格差是正のテンポを

もつたような狭い見解を捨ててやる

べきだ――あまりにも考え方があ

るんじゃないですか。その充実してやる

ために、いろいろな配慮が必要なう

に、研究費総額が少なければ少ないほ

ど、格差をつけないで研究費を流して

やつて、研究を深めてもらって、そ

してこの新制大学と旧制大学の格差を

縮めていくといふ意図的な政策を進め

なければだめなんじゃないか。いつま

は、さりにかけい要るのであらうか

ら、それもまた引き上げて、研究成果

をあげてもらうようにする。そんなよ

うて、修士課程、博士課程について

は、新制、旧制などという差別なし

に、四年制大学に関する限りの研究費

を払うべき意味合いは多分にあるうか

うことを併用していくべき、実質的に何人が見ましても、当然そうあ

るべき時期に至りますれば、内容にな

りますれば、むろん博士課程も置くと

は博士課程を置く――、しかるべき、実

審は答申しているようございます。

早める非常に有効な措置になるのじや

ませんか。私は格差是正のテンポを

もつたような狭い見解を捨ててやる

べきだ――あまりにも考え方があ

るんじゃないですか。その充実してやる

ために、いろいろな配慮が必要なう

に、研究費総額が少なければ少ないほ

ど、格差をつけないで研究費を流して

やつて、研究を深めてもらって、そ

してこの新制大学と旧制大学の格差を

縮めていくといふ意図的な政策を進め

なければだめなんじゃないか。いつま

は、さりにかけい要るのであらうか

ら、それもまた引き上げて、研究成果

をあげてもらうようにする。そんなよ

うて、修士課程、博士課程について

は、新制、旧制などという差別なし

に、四年制大学に関する限りの研究費

を払うべき意味合いは多分にあるうか

うことを併用していくべき、実質的に何人が見ましても、当然そうあ

るべき時期に至りますれば、内容にな

りますれば、むろん博士課程も置くと

は博士課程を置く――、しかるべき、実

審は答申しているようございます。

早める非常に有効な措置になるのじや

するという有効な手があるならば、考えねばなるまいという以外に何もないのです。

○米田勲君

その人事の交流が行なわれなければ、格差は縮まらないといふ一本槍では困りますよ。私の言うようなことも、一つの施策ではありませんか。それに対して、そういう考え方も確かに検討してみる必要があるというような考え方になれないのです。大

学院のある大学とない大学では、研究費の差ができるのは当然だ、修士課程と博士課程のあれによって、研究費に差があるのは当然だ、こういう当然なものは生まれこないですよ。だから私は、ここでこれ以上、もうこの問題を堂々めぐりしてもしょうがないから、こういうことに努力して下さい。大学の研究費を総体で徹底的に引き上げるように努力してもらいたい。政府としても、そういう理解や協力を持つ態勢をとつてもらいたい。これが一つ。それから研究費の支給に差をつけない。従来の例があつたり、幾分の理由があるとすれば、格差を縮めるために、努力をしてもらいたい。一べん同じようにできないとしても、今の格差ができるだけ縮めていくといふ方式と総額をふやすという、この二本を採用して、今後、やはり充実した研究ができるようには政策上進めてもらいたい、譲歩して、こういうふうに言ったのですが、あなたは、うんと言いましたか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 大学の新制、旧制などといふ言葉も要らなくなつたのですが、あなたは、これ

は当然のことだと思います。当面研究

費をもつと増額すべきだ、これも、私に感覚でございます。ただ修士課程、博士課程というものと、一般の大学と

の研究費に差等を設けたほうがほんとか。それで、それを人たちの意見をできるだけ求めて、改革すべきものは大胆に改革していくといふうにしてもらいたい。これは水かけ論になりますから、要望だけをしておきます。

次に、さっき話出ておった海務学院の問題ですが、この海務学院の問題を、去年法案の改正の際に、私は指摘された大学の四年制大学の場における修士課程を置いていただく、その置かれた大学の四年制大学の場における研究費その他の研究のために、必要な諸経費が、大学院の段階におけるものと同じであるべきだ、それが当然だと思われるかどうかは、私も疑問がござります。さような議論を、今かれこれ申し上げても始まりませんが、今としましては、大学院、大学と、そうでないところの研究費の差はやむを得ないのであります。さよなら、研究費を引き上げる努力も、もちろんそ

うであります。しかし、繰り返して申し上げれば、差別をなくする、格差をなくする努力は、当然のこととして努力すべきだ。研究費を引き上げる努力も、もちろん私どもの課せられた重要な課題の一つだ、こう思います。

○米田勲君

今、大臣がそういうふうに答えておるので、局長も積極的に、

とうに格差を縮めていくという努力を

するならば、いろいろな条件整備が必

要だが、特に従来の問題をそのまま踏

襲していくのではなく、新たな角度か

ら、それぞれの人たちの意見をできる

だけです。ところで、この答弁のとおり今

の研究費に差等を設けたほうがほんと

うじやないか、こう思いますが、ほん

とうでないという大学の現場におい

て、現実に容認される理由があるかな

いか、そういうことは、私は申し上

げたのがございませんが、そんなこ

とも、ひとつ各大学の権威者等にも御

意見を承つても、もちろんけつこうで

ござりますが、今としましては、たとえ

ば新制大学に、今度この法律によつて

修習課程を置いていただく、その置か

れた大学の四年制大学の場における研

究費その他の研究のために、必要な諸

経費が、大学院の段階におけるものと

同じであるべきだ、それが当然だと思

われるかどうかは、私も疑問がござい

ます。さよなら、研究費を、今かれこれ申

し上げても始まりませんが、今としま

しては、大学院、大学と、そうでないと

ころの研究費の差はやむを得ないので

あります。さよなら、研究費を引き上げ

る努力も、当然のこととして努力すべ

りです。それは、近い将来新しい制度のもと

で、必要な教育を施させよう、たとえ

ば専攻科に切りかえる等必要な措置を

講じたいということで、今回これだ

け残ることになったのですといふ答弁

を行なっている。さて、このときに明

らかに、この問題については、確定的

に私は聞こえたのですが、説明員

だけではないのですといふ答弁

では、ただいま御指摘のございまし

ておるのか、その間のいきさつを去年

修習課程を置いていただく、その置か

れた大学の四年制大学の場における研

究費その他の研究のために、必要な諸

経費が、大学院の段階におけるものと

同じであるべきだ、それが当然だと思

われるかどうかは、私も疑問がござい

ます。さよなら、研究費を、今かれこれ申

し上げても始まりませんが、今としま

しては、大学院、大学と、そうでないと

ころの研究費の差はやむを得ないので

あります。さよなら、研究費を引き上げ

る努力も、当然のこととして努力すべ

りです。それは、近い将来新しい制度のもと

で、必要な教育を施させよう、たとえ

ば専攻科に切りかえる等必要な措置を

講じたいということで、今回これだ

け残ることになったのですといふ答弁

を行なっている。さて、このときに明

らかに、この問題については、確定的

に私は聞こえたのですが、説明員

だけではないのですといふ答弁

では、ただいま御指摘のございまし

ておるのか、その間のいきさつを去年

修習課程を置いていただく、その置か

れた大学の四年制大学の場における研

究費その他の研究のために、必要な諸

経費が、大学院の段階におけるものと

同じであるべきだ、それが当然だと思

われるかどうかは、私も疑問がござい

ます。さよなら、研究費を、今かれこれ申

し上げても始まりませんが、今としま

しては、大学院、大学と、そうでないと

ころの研究費の差はやむを得ないので

あります。さよなら、研究費を引き上げ

る努力も、当然のこととして努力すべ

りです。それは、近い将来新しい制度のもと

で、必要な教育を施させよう、たとえ

ば専攻科に切りかえる等必要な措置を

講じたいということで、今回これだ

け残ることになったのですといふ答弁

を行なっている。さて、このときに明

らかに、この問題については、確定的

に私は聞こえたのですが、説明員

だけではないのですといふ答弁

では、ただいま御指摘のございまし

ておるのか、その間のいきさつを去年

修習課程を置いていただく、その置か

れた大学の四年制大学の場における研

究費その他の研究のために、必要な諸

経費が、大学院の段階におけるものと

同じであるべきだ、それが当然だと思

われるかどうかは、私も疑問がござい

ます。さよなら、研究費を、今かれこれ申

し上げても始まりませんが、今としま

しては、大学院、大学と、そうでないと

ころの研究費の差はやむを得ないので

あります。さよなら、研究費を引き上げ

る努力も、当然のこととして努力すべ

りです。それは、近い将来新しい制度のもと

で、必要な教育を施させよう、たとえ

ば専攻科に切りかえる等必要な措置を

講じたいということで、今回これだ

け残ることになったのですといふ答弁

を行なっている。さて、このときに明

らかに、この問題については、確定的

に私は聞こえたのですが、説明員

だけではないのですといふ答弁

では、ただいま御指摘のございまし

ておるのか、その間のいきさつを去年

修習課程を置いていただく、その置か

れた大学の四年制大学の場における研

究費その他の研究のために、必要な諸

経費が、大学院の段階におけるものと

同じであるべきだ、それが当然だと思

われるかどうかは、私も疑問がござい

ます。さよなら、研究費を、今かれこれ申

し上げても始まりませんが、今としま

しては、大学院、大学と、そうでないと

ころの研究費の差はやむを得ないので

あります。さよなら、研究費を引き上げ

る努力も、当然のこととして努力すべ

りです。それは、近い将来新しい制度のもと

で、必要な教育を施させよう、たとえ

ば専攻科に切りかえる等必要な措置を

講じたいということで、今回これだ

け残ることになったのですといふ答弁

を行なっている。さて、このときに明

らかに、この問題については、確定的

に私は聞こえたのですが、説明員

だけではないのですといふ答弁

では、ただいま御指摘のございまし

ておるのか、その間のいきさつを去年

修習課程を置いていただく、その置か

れた大学の四年制大学の場における研

究費その他の研究のために、必要な諸

経費が、大学院の段階におけるものと

同じであるべきだ、それが当然だと思

われるかどうかは、私も疑問がござい

ます。さよなら、研究費を、今かれこれ申

し上げても始まりませんが、今としま

しては、大学院、大学と、そうでないと

ころの研究費の差はやむを得ないので

あります。さよなら、研究費を引き上げ

る努力も、当然のこととして努力すべ

りです。それは、近い将来新しい制度のもと

で、必要な教育を施させよう、たとえ

ば専攻科に切りかえる等必要な措置を

講じたいということで、今回これだ

け残ることになったのですといふ答弁

を行なっている。さて、このときに明

らかに、この問題については、確定的

に私は聞こえたのですが、説明員

だけではないのですといふ答弁

では、ただいま御指摘のございまし

ておるのか、その間のいきさつを去年

修習課程を置いていただく、その置か

れた大学の四年制大学の場における研

究費その他の研究のために、必要な諸

経費が、大学院の段階におけるものと

同じであるべきだ、それが当然だと思

われるかどうかは、私も疑問がござい

ます。さよなら、研究費を、今かれこれ申

し上げても始まりませんが、今としま

しては、大学院、大学と、そうでないと

ころの研究費の差はやむを得ないので

あります。さよなら、研究費を引き上げ

る努力も、当然のこととして努力すべ

りです。それは、近い将来新しい制度のもと

で、必要な教育を施させよう、たとえ

ば専攻科に切りかえる等必要な措置を

講じたいということで、今回これだ

け残ることになったのですといふ答弁

を行なっている。さて、このときに明

らかに、この問題については、確定的

に私は聞こえたのですが、説明員

だけではないのですといふ答弁

では、ただいま御指摘のございまし

ておるのか、その間のいきさつを去年

修習課程を置いていただく、その置か

れた大学の四年制大学の場における研

究費その他の研究のために、必要な諸

経費が、大学院の段階におけるものと

同じであるべきだ、それが当然だと思

われるかどうかは、私も疑問がござい

ます。さよなら、研究費を、今かれこれ申

し上げても始まりませんが、今としま

しては、大学院、大学と、そうでないと

ころの研究費の差はやむを得ないので

あります。さよなら、研究費を引き上げ

る努力も、当然のこととして努力すべ

りです。それは、近い将来新しい制度のもと

で、必要な教育を施させよう、たとえ

ば専攻科に切りかえる等必要な措置を

講じたいということで、今回これだ

け残ることになったのですといふ答弁

を行なっている。さて、このときに明

らかに、この問題については、確定的

に私は聞こえたのですが、説明員

だけではないのですといふ答弁

では、ただいま御指摘のございまし

ておるのか、その間のいきさつを去年

修習課程を置いていただく、その置か

れた大学の四年制大学の場における研

究費その他の研究のために、必要な諸

経費が、大学院の段階におけるものと

同じであるべきだ、それが当然だと思

われるかどうかは、私も疑問がござい

ます。さよなら、研究費を、今かれこれ申

し上げても始まりませんが、今としま

しては、大学院、大学と、そうでないと

ころの研究費の差はやむを得ないので

あります。さよなら、研究費を引き上げ





してやりたいといふものには、教養部を認めるからと、こうしたことでいつておる。そこでございまして、横割りがいいのだ、横割りでやれというふうに、横割り方式を強要するということはいたしておりません。

○米田勲君 これは新制大学が発足し

た当時の國の考え方としては、大学四

年間を通じて一般教育を行なうとい

う建前をとつてきているわけですね。と

ころが今、ここに横割り方式がいいのだ

という大学があれば、そこをどんどん

許していくということであると、これ

はやはり新制大学が発足した当時の考

え方、四年間を通じて一般教育をやつ

ていくという考え方、どうなるので

すか。くずれたことになるのじゃない

ですか。くずしていくことにならぬで

すか。

○政府委員(小林行雄君)

私は現在でも、四年間を通じて一般教育をやると

いう行き方は、非常にりっぱな考え方

だと思います。しかし大学で、

実際に運営をされた結果、新制大学発

足後十数年たって、現在までのところ、一年半あるいは二年といふような

ことやるのが、教育上も便宜である

ことなどで、横割り方式をとつてき

ているところもございます。

しかし、だからといって、この前期

方式と申しますか、横割り方式を、文

部省として、一般教育の実施形態とし

て決定して、これを大学に強要すると

いうところまでいっておりません。私

は四年間を通じてやるという行き方、

しかも最初の一、二年間に多くして、

三、四年間に少なくするくさび形とい

うものも、十分考えらるべきものだと

思っております。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○米田勲君 まだ、少し確かめたいことがあります。話があつたし、皆さんも、しびれを切らして、吉江さんのごときは、もうじろじろにらんであります。そろそろこの辺で、質問は打ち切りたいと思つております。

○委員長(北畠教真君) ちょっとと速記をとめて。

〔午後四時五十九分速記中止〕

〔午後四五時四十四分速記開始〕

○委員長(北畠教真君) 速記をつけて下さい。

それでは、本案に対する本日の質疑は、この程度で終わります。

○委員長(北畠教真君) この際、委員の変更について御報告いたします。

本日、辻武壽君が辞任され、その補欠として浅井草君が選任されました。

○委員長(北畠教真君) 先ほどの委員長、理事打合会について御報告いたしました。

本日は、このあと、日本学校給食会法の一部を改正する法律案及び私立学校振興会法の一部を改正する法律を順次採決いたします。なお、明日は、午前十一時より委員会を開き、国立立校設置法の一部を改正する法律案の審議を行ないます。

以上、御報告いたします。

それで、日本学校給食会法の一部

を改正する法律案を議題といたしま

す。——別に御発言もございませんよ

うですから、質疑は尽きたものと認め

ります。

○委員長(北畠教真君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより、討論に入ります。

○豊瀬慎一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、本案に賛成をいたしました。

なお、この際、質疑においてもただ

しましたような諸点について、若干の意見を申し上げたいと思います。

まず、質疑の過程を通じまして明らかになりましたのは、学校給食の位置づけの問題であります。大臣並びに関係政府委員の答弁でも明らかになつた

ように、学校給食が、児童の心身の発達に対して重要なものである、という認識において、若干、文部省全体として明確に申し上げたいたいと思ひます。

本日は、このあと、日本学校給食会法の一部を改正する法律案及び私立学校振興会法の一部を改正する法律を順次採決いたします。なお、明日は、午前十一時より委員会を開き、国立立校設置法の一部を改正する法律案の審議を行ないます。

それで、日本学校給食会法の一部

を改正する法律案を議題といたしましては、約五八%、中学校におきましては一八%程度の実施状況であります。このことは施設設備等が、地方公共団体の責任であるとはいゝ、現在の地方の変更について御報告いたします。

本日、辻武壽君が辞任され、その補欠として浅井草君が選任されました。

○委員長(北畠教真君) 先ほどの委員長、理事打合会について御報告いたしました。

本日は、このあと、日本学校給食会法の一部を改正する法律案及び私立学校振興会法の一部を改正する法律を順次採決いたします。

以上、御報告いたします。

それで、日本学校給食会法の一部

を改正する法律案を議題といたしま

す。——別に御発言もございませんよ

うですから、質疑は尽きたものと認め

ります。

○委員長(北畠教真君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより、討論に入ります。

○豊瀬慎一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、本案に賛成をいたしました。

なお、この際、質疑においてもただ

しましたような諸点について、若干の意見を申し上げたいと思ひます。

まず、質疑の過程を通じまして明らか

になりましたのは、学校給食の位置

づけの問題であります。大臣並びに関係政府委員の答弁でも明らかになつた

ように、学校給食が、児童の心身の発

達に対して重要なものである、という認

識において、若干、文部省全体として明

確に申し上げたいたいと思ひます。

本日は、このあと、日本学校給食会法の一部を改正する法律案及び私立学校振興会法の一部を改正する法律を順次採決いたします。なお、明日は、午前十一時より委員会を開き、国立立校設置法の一部を改正する法律案の審議を行ないます。

それで、日本学校給食会法の一部

を改正する法律案を議題といたしましては、約五八%、中学校におきましては一八%程度の実施状況であります。このことは施設設備等が、地方公共団体の責任であるとはいゝ、現在の地方の変更について御報告いたします。

本日、辻武壽君が辞任され、その補欠として浅井草君が選任されました。

○委員長(北畠教真君) 先ほどの委員長、理事打合会について御報告いたしました。

本日は、このあと、日本学校給食会法の一部を改正する法律案及び私立学校振興会法の一部を改正する法律を順次採決いたします。

以上、御報告いたします。

それで、日本学校給食会法の一部

を改正する法律案を議題といたしま

す。——別に御発言もございませんよ

うですから、質疑は尽きたものと認め

ります。

○委員長(北畠教真君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより、討論に入ります。

○豊瀬慎一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、本案に賛成をいたしました。

なお、この際、質疑においてもただ

しましたような諸点について、若干の意見を申し上げたいと思ひます。

まず、質疑の過程を通じまして明らか

になりましたのは、学校給食の位置

づけの問題であります。大臣並びに関係政府委員の答弁でも明らかになつた

ように、学校給食が、児童の心身の発

達に対して重要なものである、という認

識において、若干、文部省全体として明

確に申し上げたいたいと思ひます。

本日は、このあと、日本学校給食会法の一部を改正する法律案及び私立学校振興会法の一部を改正する法律を順次採決いたします。なお、明日は、午前十一時より委員会を開き、国立立校設置法の一部を改正する法律案の審議を行ないます。

それで、日本学校給食会法の一部

を改正する法律案を議題といたしましては、約五八%、中学校におきましては一八%程度の実施状況であります。このことは施設設備等が、地方公共団体の責任であるとはいゝ、現在の地方の変更について御報告いたします。

本日、辻武壽君が辞任され、その補欠として浅井草君が選任されました。

○委員長(北畠教真君) 先ほどの委員長、理事打合会について御報告いたしました。

本日は、このあと、日本学校給食会法の一部を改正する法律案及び私立学校振興会法の一部を改正する法律を順次採決いたします。

以上、御報告いたします。

それで、日本学校給食会法の一部

を改正する法律案を議題といたしま

す。——別に御発言もございませんよ

うですから、質疑は尽きたものと認め

ります。

○委員長(北畠教真君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより、討論に入ります。

○豊瀬慎一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、本案に賛成をいたしました。

なお、この際、質疑においてもただ

しましたような諸点について、若干の意見を申し上げたいと思ひます。

まず、質疑の過程を通じまして明らか

になりましたのは、学校給食の位置

づけの問題であります。大臣並びに関係政府委員の答弁でも明らかになつた

ように、学校給食が、児童の心身の発

達に対して重要なものである、という認

識において、若干、文部省全体として明

確に申し上げたいたいと思ひます。

本日は、このあと、日本学校給食会法の一部を改正する法律案及び私立学校振興会法の一部を改正する法律を順次採決いたします。なお、明日は、午前十一時より委員会を開き、国立立校設置法の一部を改正する法律案の審議を行ないます。

それで、日本学校給食会法の一部

ことは、非常に学校給食の普及の上に、大きな効果があろうと存じますので、この実施につきましては、十分なひとつ配慮を払っていただきまして、学校給食をさらに完全に実施されますように持つていていただきたい、

こういう希望を申し上げて賛成をいたします。

○高山恒雄君 私も賛成いたしたいと思ひますが、希望意見として、ミルクの問題については、御承知のように非常に進歩的な考え方で賛成したいと思います。

ただ問題は、給食設備が完全でないという点を、もっと根本的なものを文部省としても考える必要があるんではないか、と申しますのは、先ほど申しましたように、この農村と都市との格差、さらにまた、農村自体における収入の格差ということが非常に大きく開いておる。この実態から見ても、給食の設備というものができない町村が大部分ではないかと私は考えるわけであります。

こういう問題について文部省としてももう少し慎重に、また資料に基づいて完全に実施されるような方向に努力してもらいたいと希望意見を申し上げて賛成いたします。

○淺井亨君 公明会を代表いたしまして、われわれ公明会といたしまして、学校給食に対しましては、義務教育においては、全部完全給食をするというのがわれわれの本来の願いでありまして、このたびミルクの問題でありますけれども、一步前進した姿になつてきただることは、まことに喜びにたえないと存じます。今後ますます完全給食に対しまして、一段の前進を進めて

いただきたい、こう念願いたしまして賛成いたしたいと思ひます。

○委員長(北畠教真君) ほかに御意見もないようござりますから、討論は終局したものと認めて、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(北畠教真君) 御異議ないと認めます。

それはこれより採決に入ります。日本学校給食会法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(北畠教真君) 全会一致でござります。よつて本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北畠教真君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(北畠教真君) 全会一致でござります。よつて本案は、全会一致をもつて、原案どおり可決すべきものと決定すべきものと決定いたしました。なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北畠教真君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十八分散会

○委員長(北畠教真君) 次に、私立学校振興会法の一部を改正する法律案を議題といたします。別に御発言もござせいまんようですから、質疑は尽きたものと認めて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北畠教真君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明瞭にしてお述べを願います。別